

第3期九十九里町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月
九十九里町

はじめに

次代を担う子どもたちの幸せと健やかな成長は、すべての町民の願いです。

本町では、令和2年3月に「第2期九十九里町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）」を策定し、安心して子育てできる環境の充実に努めてまいりました。



一方、少子化が急速に進んでいるほか、共働き家庭の増加、スマートフォンをはじめとする情報通信機器・サービスの普及など、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は刻々と変化し、抱える課題は複雑化・複合化しています。

このような環境変化を踏まえつつ、この度、新計画「第3期九十九里町子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）」を策定し、基本理念『“こどもまんなか 九十九里”～すべてはみんなの笑顔のために！～』の下、すべてのこどもと子育て家庭を地域全体で応援し、こどもの健やかな成長を目指す取り組みをさらに進めることといたしました。

新計画では、こども基本法の成立・公布や児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正、こども大綱の公表をはじめ、こども・子育て関連の国の法制度が大きく変化していることを踏まえつつ、切れ目のない支援の拠点となる「こども家庭センター」の設置のほか、就労要件を問わず利用可能枠の中で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」への対応等、新たな取り組みも盛り込んでおります。

こどもたちが健やかに成長し、自立していくためには、こどもの最善の利益を第一に考え、地域全体でこどもと子育て世帯に寄り添い、こども・子育て支援を推進していくことが重要です。引き続き、家庭・地域・学校・事業所等と緊密な連携を図りつつ、この計画を進めてまいります。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただいた、「九十九里町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、町民、関係団体の皆様に、深く感謝を申し上げますとともに、今後も計画の推進に向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

九十九里町長 浅岡 厚

目次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨と基本事項	1
2 計画の性格	2
3 計画期間	3
第2章 こども・子育てを取り巻く状況と課題	4
1 町の現状	4
2 児童人口の推計	9
3 ニーズ調査結果	10
4 第2期計画の進捗評価	24
5 九十九里町のこども・子育て支援の課題	26
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 基本視点	30
3 基本目標	31
4 施策の体系	32
第4章 こども・子育て支援施策の展開	34
基本目標1 九十九里っこ みんなで支える支援の輪	34
基本目標2 九十九里っこ 心身ともにたくましく	37
基本目標3 九十九里っこ 地域とともにすくすくと	39
基本目標4 九十九里っこ 地域で守る安心感	43
基本目標5 九十九里っこ めくもり満ちた支援策	46
基本目標6 九十九里っこ 健康づくりですよやかに	49
第5章 子ども・子育て支援事業計画	53
1 量の見込みと確保方策の設定について	53
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	58
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	60
4 教育・保育の一体的提供について	68
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について	68
6 関係機関相互の連携の推進について	68
第6章 計画の推進に向けて	69
1 庁内関係部門、関係機関等との連携	69
2 計画推進組織の運営	69
3 計画の普及と全町的な取り組みの促進	69
4 こども計画の策定	69
5 こどもの意見聴取と施策等への反映	69
資料編	70

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨と基本事項

(1) 本町のこれまでの取り組み

本町は、子ども・子育て支援法に基づく計画として、平成27年3月に子ども・子育て支援事業計画の第1期計画（平成27年度～令和元年度）を策定し、こどもの健やかな成長を地域全体で支える社会づくりを目指してきました。

また、令和2年3月に第2期計画（令和2年度～6年度）を策定し、“すべての子どもと子育て家庭を地域全体で応援し、こどもの健やかな成長を目指す”を基本理念として掲げ、九十九里町で安心してこどもを産み、健やかに成長できるまちづくりを推進してきました。

(2) こども・子育てを取り巻く国の動向

この間、国においては令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されることになり、令和5年4月に発足されています。そして、令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

そのほか、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正（令和4年）や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年）が行われています。

さらに、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべてのこどもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」する施策が掲げられるなど、こども・子育てを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。

(3) 計画策定の趣旨

このような状況の中、本町の第2期計画が令和6年度で終了することから、その実績や住民のニーズ等を踏まえた上で、国における関連法制度の改正等を踏まえつつ、子ども・子育て支援事業計画の第3期計画を策定しました。

本町は、新たな計画に基づき、引き続き家庭、地域、行政が一体となって、安心してこどもを産み、健やかに成長できるまちづくりを推進します。

2 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく法定計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられ、本町における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた計画を定めるものです。

また、第 1 期計画及び第 2 期計画と同様、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく法定計画である「市町村行動計画」と一体的に策定するほか、国の成育医療等基本方針に基づく「成育医療等に関する計画」を包含し、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた、効果的な母子保健対策の推進施策を定めるものです。

そして、町の最上位計画である「第 5 次九十九里町総合計画」をはじめ、保健・福祉・教育分野の関連計画や、県及び国の関連計画との連携・整合性を図るとともに、貧困家庭や障がい児等、社会生活を円滑に営む上で配慮を必要とする子どもや家庭を支援するための施策を含むものです。

なお、「市町村子ども・子育て支援事業計画」については、国が定める子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して策定を行うものです。

■計画の法的根拠

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

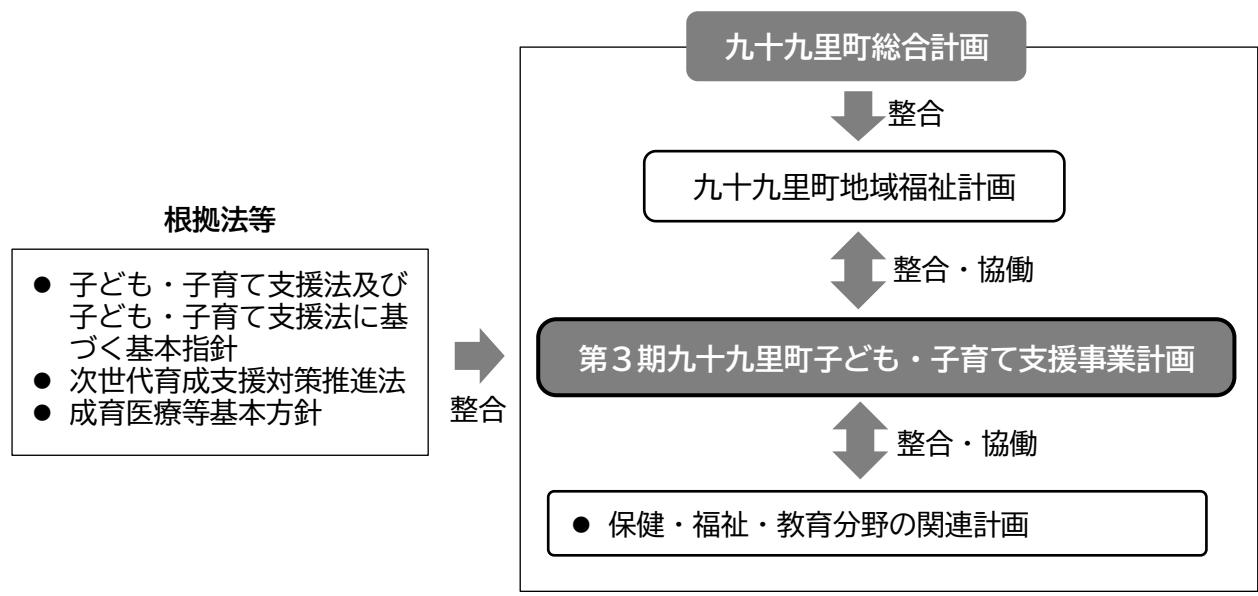
次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

成育医療等基本方針（成育医療等に関する計画）

- I 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向
- 3 関係者の責務及び役割

地方公共団体は、（略）例えば、基本方針を踏まえた計画を策定し、実施することなどが考えられる。その上で、国は、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげる PDCA サイクルに基づく地方公共団体の取り組みを推進するため、適切な支援を行う。



3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

なお、計画内容と実態に大きく乖離が生じた場合や計画内容に変更があった場合は、期間中であっても見直しを行うものとします。また、計画最終年度である令和11年度には、計画の総合的な達成状況の確認と見直しを行います。

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
本計画	→	第3期 計画策定			中間 見直し		改定	次期計画

第2章 こども・子育てを取り巻く状況と課題

1 町の現状

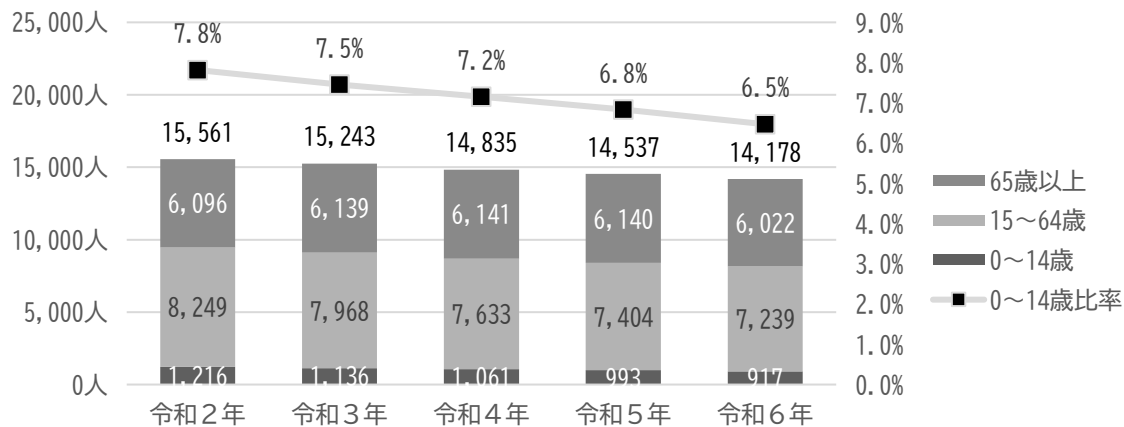
(1) 人口の動向

本町の総人口は、令和6年4月1日現在 14,178 人で年々減少しています。

年齢3区分別人口は、0～14 歳（年少人口）と 15～64 歳（生産年齢人口）はいずれも減少傾向で、0～14 歳の比率は令和6年4月1日現在 6.5%と低下傾向で推移しています。

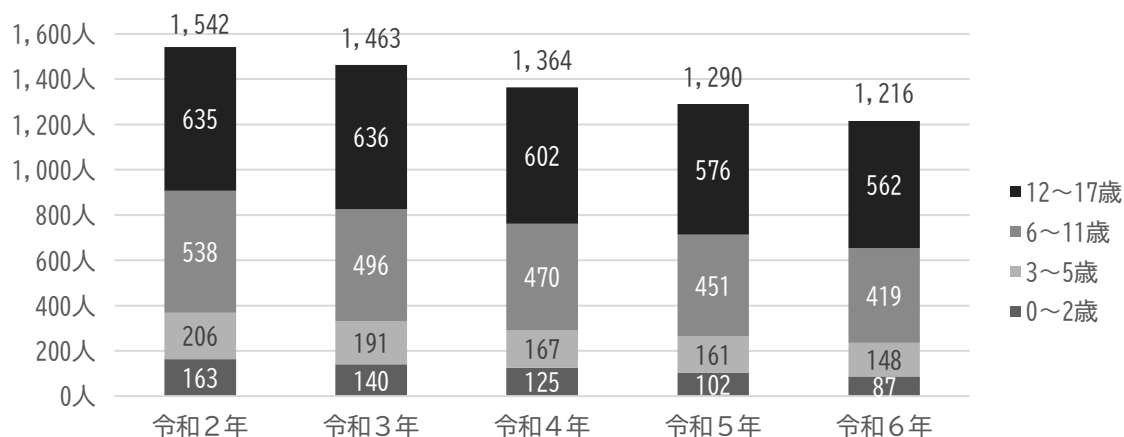
18 歳未満の児童人口は、令和6年4月1日現在 1,216 人となっており、いずれの年齢区分も減少傾向で推移しています。

■年齢3区分別人口及び0～14 歳比率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢区分別児童人口の推移



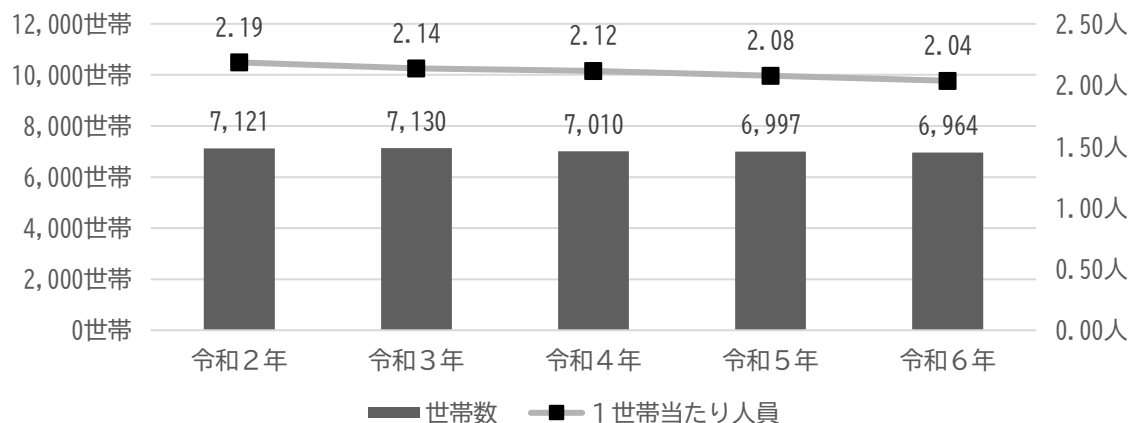
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数の動向

本町の世帯数は、令和6年4月1日現在 6,964 世帯で、過去5年は 7,000 世帯前後で推移しています。

一方、1世帯当たり人員は、令和6年4月1日現在 2.04 人となっており、総人口が減少していることから減少傾向で推移しています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯構成

本町のこどものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯のいずれも、核家族世帯が全体の約70%を占めています。

また、ひとり親世帯（男親とこどもから成る世帯及び女親とこどもから成る世帯）は、6歳未満世帯員のいる一般世帯の4.4%、18歳未満世帯員のいる一般世帯の11.3%という状況です。

■こどものいる世帯の構成

		6歳未満世帯員の いる一般世帯		18歳未満世帯員の いる一般世帯	
全体		247	100.0%	838	100.0%
親族のみ世帯		241	97.6%	827	98.7%
核家族世帯	核家族世帯	166	67.2%	582	69.5%
	夫婦とこどもから成る世帯	155	62.8%	487	58.1%
	男親とこどもから成る世帯	1	0.4%	17	2.0%
	女親とこどもから成る世帯	10	4.0%	78	9.3%
	核家族以外の世帯	75	30.4%	245	29.2%
非親族を含む世帯		6	2.4%	11	1.3%

資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

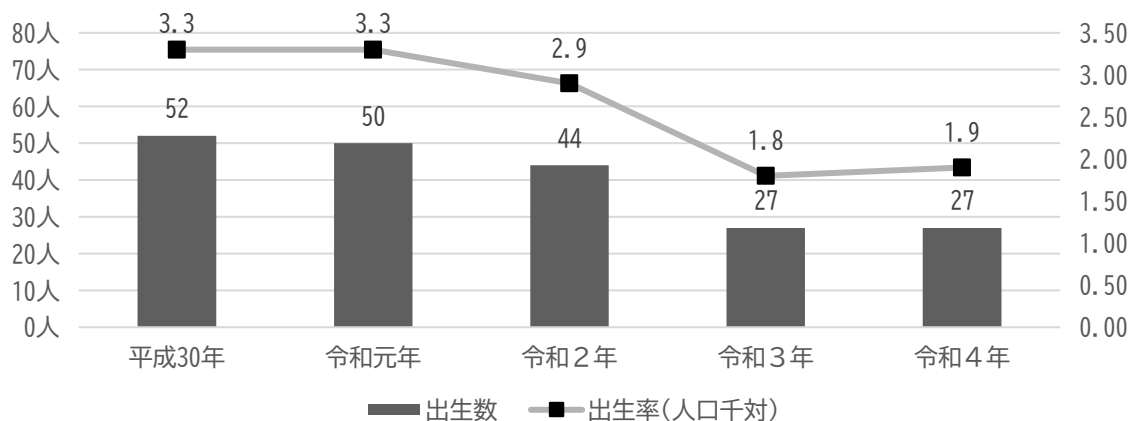
(4) 人口動態

本町の出生数は、令和4年が27人と概ね減少傾向で推移しており、出生率（人口千対）も概ね減少傾向です。

また、過去5年の婚姻数は、30組から50組程度で推移し、離婚数は10組台から20組台で推移しています。

合計特殊出生率は、過去5年はいずれも1を下回る状況となっており、千葉県や千葉県郡部を下回る水準で推移しています。

■出生数及び出生率（人口千対）の推移



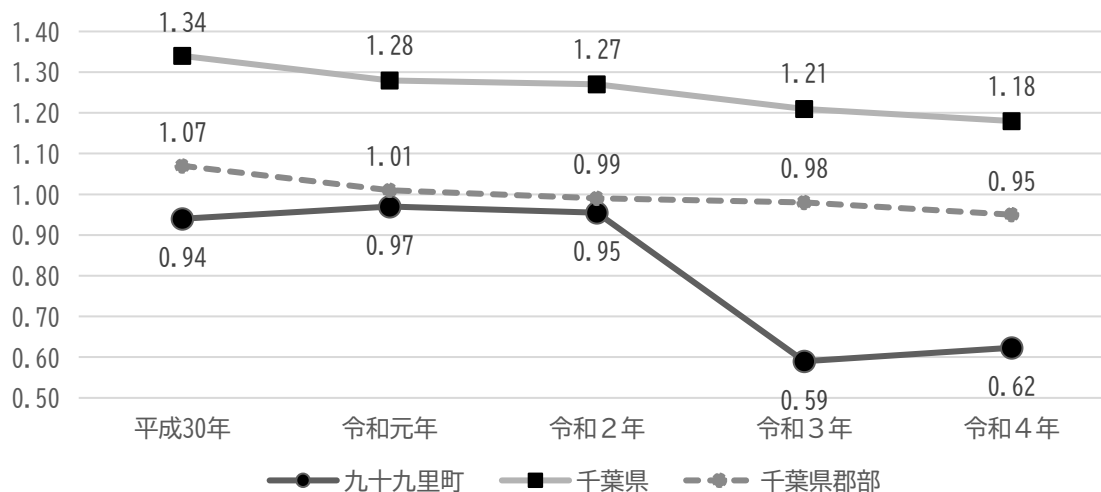
資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

■出生数及び出生率（人口千対）等の推移

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出生数	52	50	44	27	27
出生率(人口千対)	3.3	3.3	2.9	1.8	1.9
婚姻数	38	50	35	32	42
離婚数	16	24	20	24	18

資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

■合計特殊出生率の推移と比較

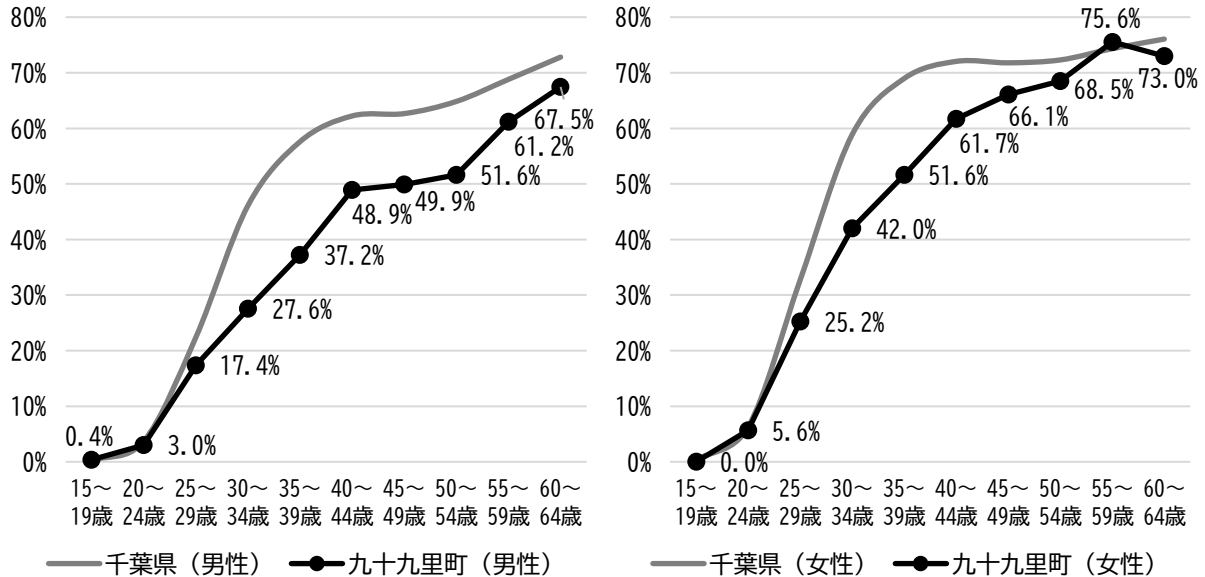


資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

(5) 有配偶率

本町の有配偶率は、男女ともに多くの年齢区分で千葉県の水準を下回っている状況です。

■年齢区分別有配偶率の比較（令和2年）

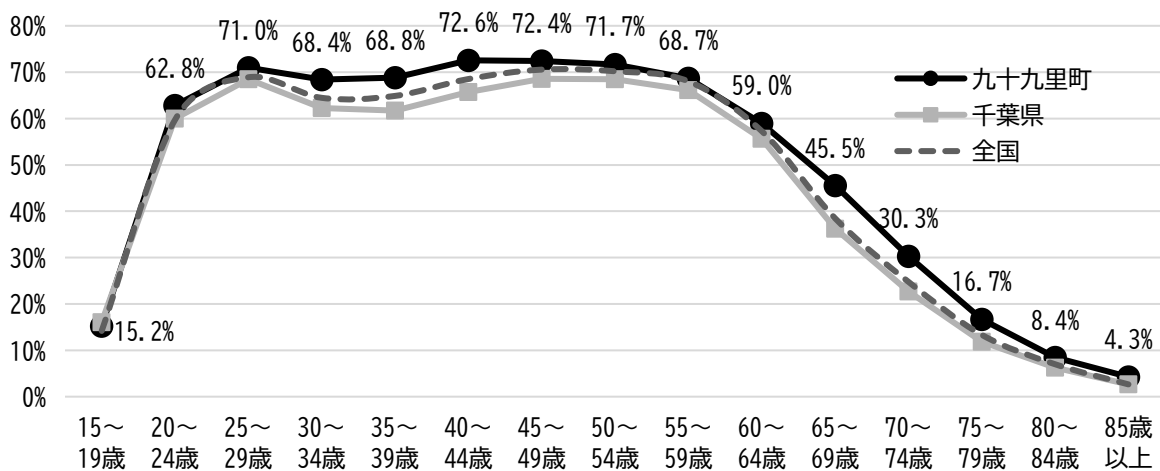


資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

(6) 女性の就業率

本町の女性の就業率は、全国及び千葉県と比較して高い傾向が見られ、特に30歳台前半から40歳台前半にかけての就業率が高く、出産期から子育て期において、仕事と子育ての両立を支援する施策・事業を推進していく必要があります。

■女性の就業率の比較（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

(7) 就学前の教育・保育施設

町内の就学前の教育・保育施設は、令和6年度現在、「とようみこども園」（平成29年度開園）と「かたかいこども園」（平成31年度開園）のいずれも町立の幼保連携型認定こども園2か所と、「ときがね片貝幼稚園」（令和7年4月1日休園）1か所となっています。

■町内の就学前の教育・保育施設（令和6年4月1日現在）

区分	名称	認定区分※別の定員		
		1号認定	2号認定	3号認定
幼保連携型 認定こども園	九十九里町立とようみこども園	30人	90人	33人
	九十九里町立かたかいこども園	30人	85人	40人

区分	名称	定員
幼稚園	学校法人みざわ学園ときがね片貝幼稚園	100

資料：町担当課資料

※認定区分

- 1号認定：こどもが満3歳以上で幼児教育を希望
- 2号認定：こどもが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望
- 3号認定：こどもが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望

(8) 学童クラブ

学童クラブは、町内の小学校に通学する児童で、ご家族の方がお仕事等で帰宅してもいない児童を対象にその生活の場を与え、健全な育成を図るために、こどもたちが一緒に生活する場です。

■学童クラブ実施場所（令和6年10月1日現在）

名称	定員	場所
とようみ学童クラブ	40人	豊海小学校 体育館2階
かたかい学童クラブ	39人	片貝小学校 体育館2階
くじゅうくり学童クラブ	40人	九十九里小学校 体育館2階
土曜保育	—	片貝小学校 体育館2階

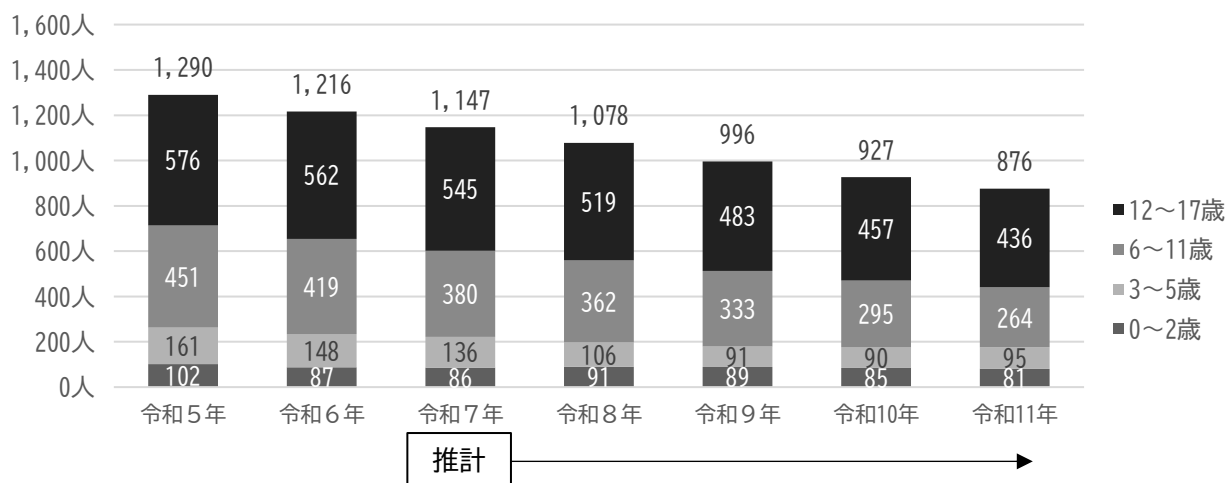
資料：町担当課資料

2 児童人口の推計

本町の児童人口は、本計画期間中に 18 歳未満全体で 1,000 人を下回る見通しであり、令和 11 年には 800 人台後半に減少する見込みです。

また、いずれの年齢区分も概ね減少傾向で推移する見通しとなっています。

■年齢区分別児童人口の推移



資料：令和5年及び令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）

【推計方法】

◇平成31年から令和6年までの住民基本台帳（各年4月1日時点）における男女別・各歳別の実績人口の動静から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

◇0歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における15～49歳の女性人口に女性こども比を乗ずることで、将来各年における0歳人口を推計。

※推計に使用した女性こども比：平成31年から令和6年までの各年における女性こども比を算出した上で、その平均を求め、この平均値を推計に用いる女性こども比とした。15～49歳の女性人口と0歳人口との比を女性こども比として算出。

3 ニーズ調査結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

本調査は、「第3期九十九里町子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）」の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や町の施策に対する、保護者の意見・要望を計画に反映することを目的として実施したものです。

②調査の対象と実施方法等

本調査は、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

■調査の対象と実施方法等

調査の種類	調査の対象	調査期間	実施方法
就学前児童の保護者調査	町内の就学前児童 (0～5歳児)の保護者	令和6年3月	郵送配布・郵送 回収
小学生の保護者調査	町内の小学生 (小学1～6年生)の保護者		

③調査の回収結果

調査票の配布と回収の状況は、次のとおりです。

■調査の回収結果

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者調査	228	81	35.5%
小学生の保護者調査	346	128	37.0%

④調査結果の見方

- 図の「n=〇〇〇」の数字は、各設問の回答者数です。
- 図表は、原則として各設問の総回答者数に対する比率を表示しています。
- 複数回答（あてはまるものすべてに○）の設問の集計結果は、各回答の比率を合計すると100%を超える場合があります。
- クロス集計（年齢など回答者の属性等と、ある設問を掛け合わせて集計したもの）の表内の網掛けは、各属性等で最も回答率が高いものです。
- 図の凡例で「前回」とあるのは、平成30年10月実施の調査のことです。

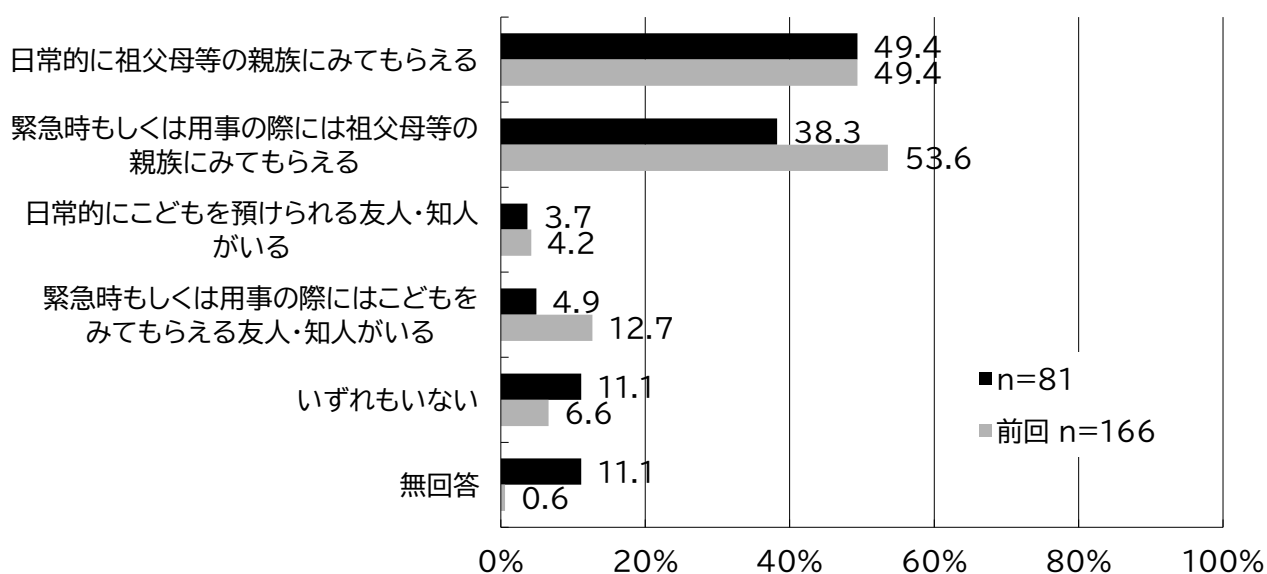
(2) 就学前児童の保護者調査結果 主なポイント

①お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 49.4%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 38.3%、「いずれもない」が 11.1%と続いています。

前回調査と比べて、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が低下しています。

子育てに対する気持ちについて、楽しいと感じることの方が多いという場合は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 66.0%と最も高く、楽しいとつらいが同じくらい、つらいと感じることの方が多いという場合は「いずれもない」が比較的高くなっています。



【家庭類型別等】

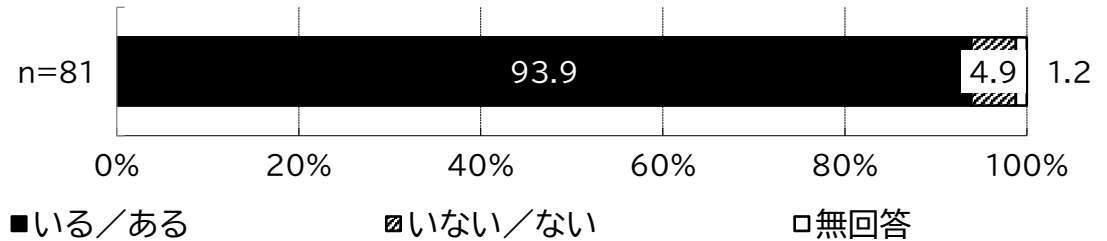
	回答者数 n=	日常的に 祖父母等 の親族に みてもら える	緊急時も しくは用 事の際に は祖父母 等の親族 にみてら える	日常的に こどもを 預けられ る友人・ 知人がい る	緊急時も しくは用 事の際に はこども をみてら える友人 ・知人が いる	いずれも いない	無回答
全体	81	49.4%	38.3%	3.7%	4.9%	11.1%	11.1%
家庭類型							
ひとり親家庭	6	66.7%	33.3%	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%
フルタイム×フルタイム	23	56.5%	43.5%	8.7%	8.7%	4.3%	13.0%
フルタイム×パートタイム	20	45.0%	40.0%	0.0%	0.0%	15.0%	5.0%
専業主婦（夫）家庭	17	35.3%	52.9%	0.0%	0.0%	17.6%	5.9%
子育てに対する気 持ち							
楽しいと感じることの方が多い	47	66.0%	38.3%	4.3%	6.4%	4.3%	10.6%
楽しいとつらいが同じくらい	26	26.9%	38.5%	3.8%	0.0%	23.1%	11.5%
つらいと感じることの方が多い	4	0.0%	50.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%
わからない・その他	4	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%

(※) 家庭類型・・・配偶者の有無や両親の就労状況（フルタイムやパートタイムでの就労等）で家庭を類型化したもの。フルタイム×パートタイム〈短時間〉は、両親のいずれかが月当たり就労時間 64 時間未満等の家庭。

②子育て（教育含む）をするうえで、気軽に相談できる人・場所の有無

「いる／ある」が93.9%、「いない／ない」が4.9%となっています。

こども園等の定期利用について、現在利用していない場合では「いない／ない」が8.7%と比較的高くなっています。

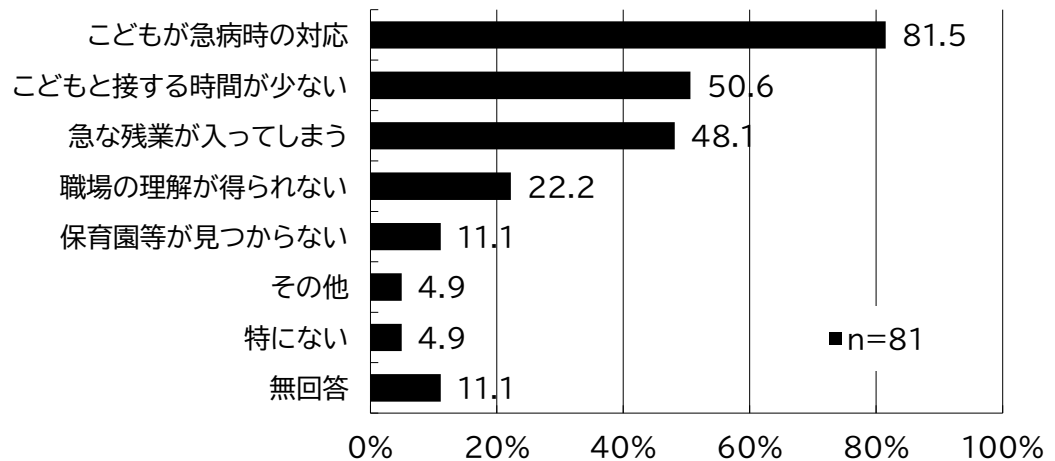


【こども園等の定期利用別】

	回答者数 n=	いる／あ る	いない／ ない	無回答
全体	81	93.9%	4.9%	1.2%
こども園等の定期 利用				
利用している	55	94.6%	3.6%	1.8%
利用していない	23	91.3%	8.7%	0.0%

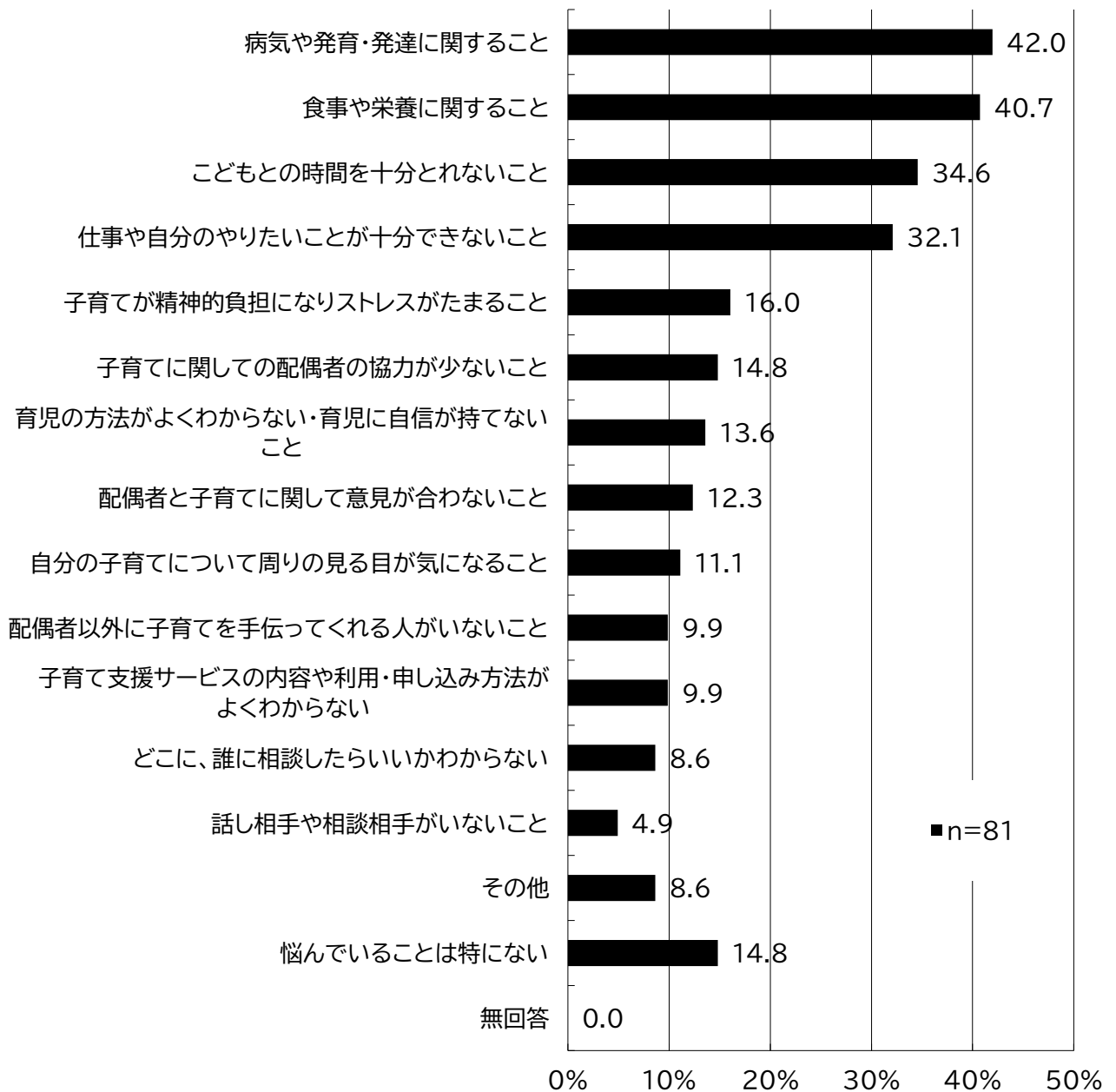
③仕事と子育ての両立に関して、大変だと感じること

「こどもが急病時の対応」が81.5%と最も高く、次いで「こどもと接する時間が少ない」が50.6%、「急な残業が入ってしまう」が48.1%と続いています。



④子育てに関して、日常悩んでいること、又は気になること

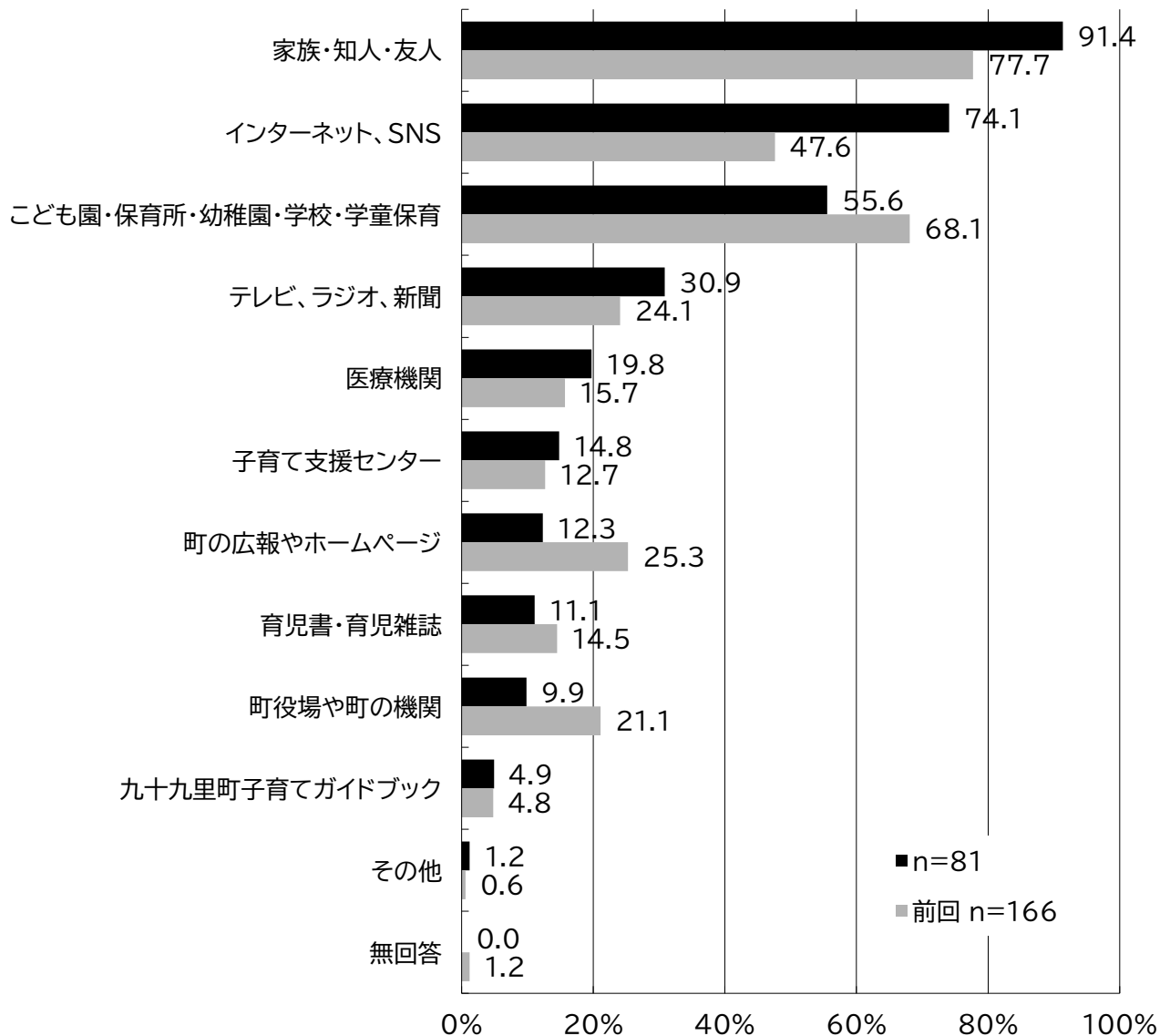
「病気や発育・発達に関すること」が 42.0%、「食事や栄養に関すること」が 40.7%とこれらが上位2つで、次いで「こどもとの時間を十分とれないこと」が 34.6%と続いています。



⑤子育ての情報や知識の入手方法

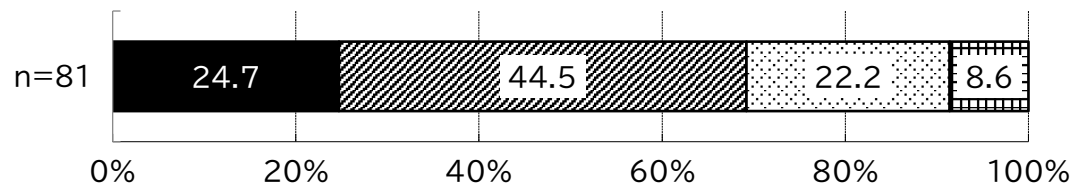
「家族・知人・友人」が91.4%と最も高く、次いで「インターネット、SNS」が74.1%、「こども園・保育所・幼稚園・学校・学童保育」が55.6%と続いています。

前回調査と比べて、「家族・知人・友人」、「インターネット、SNS」の割合が上昇し、「こども園・保育所・幼稚園・学校・学童保育」の割合が低下しています。



⑥こどもを育てやすい環境にあると感じているか

「まあ感じている」が44.5%と最も高く、次いで「よく感じている」が24.7%、「あまり感じていない」が22.2%と続いています。

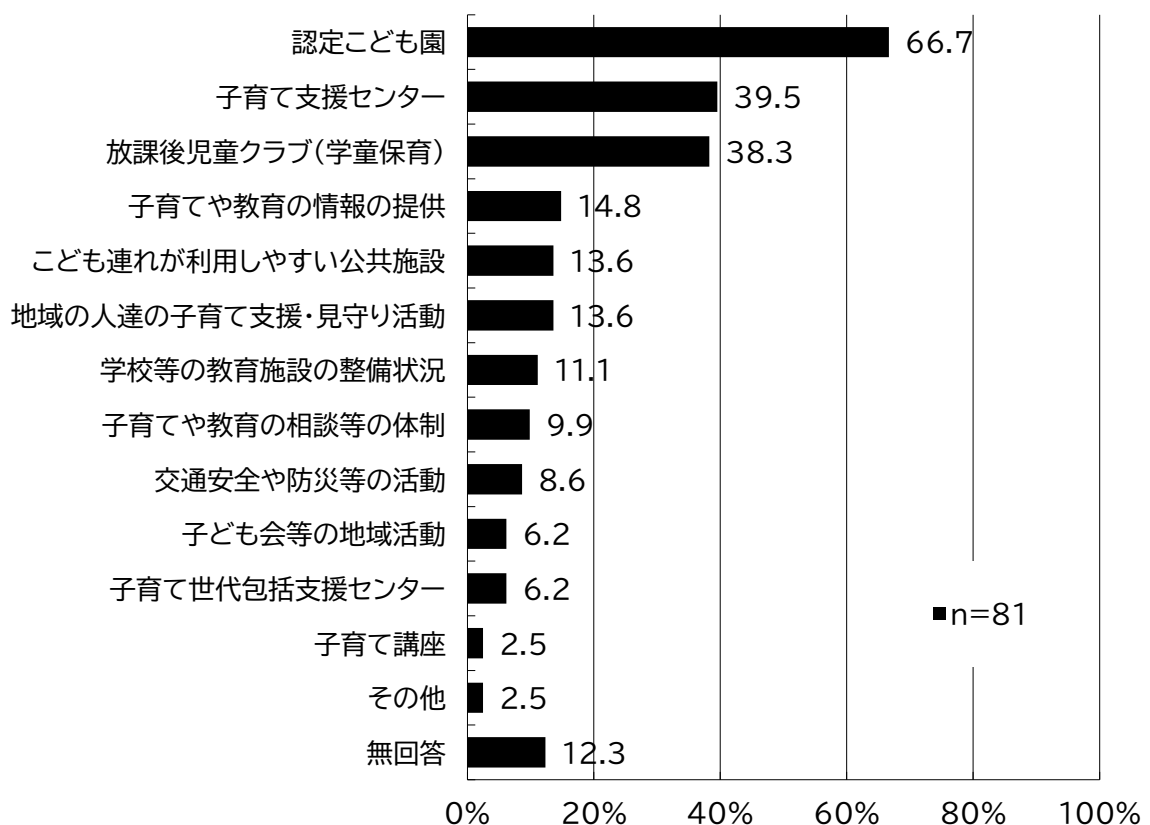


■よく感じている ■まあ感じている □あまり感じていない ■感じていない □無回答

⑦九十九里町の子育て支援の中で良いと思うもの、課題と思われるもの

◆良いと思うもの

「認定こども園」が66.7%と最も高く、次いで「子育て支援センター」が39.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が38.3%と続いています。



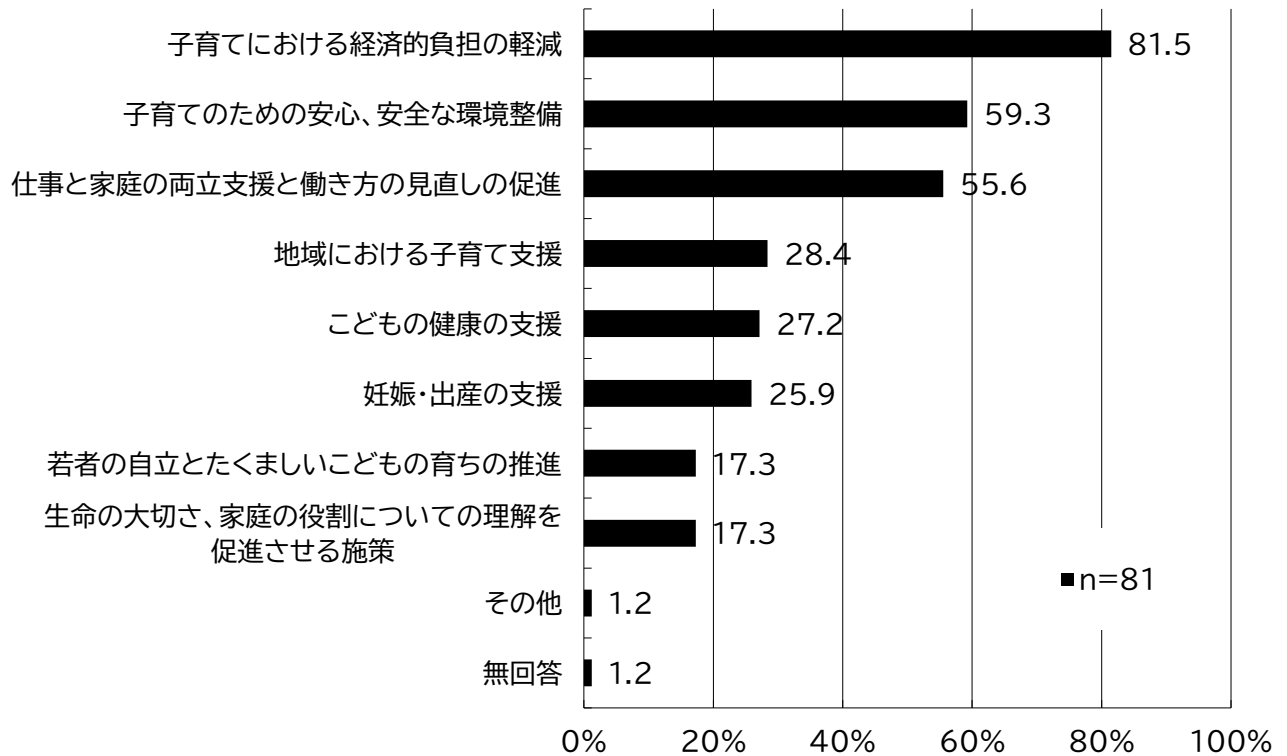
◆課題と思われるもの

「遊び場の整備・保守」が 66.7%と最も高く、次いで「こども連れが利用しやすい公共施設」が 59.3%、「病児・病後児保育」が 48.1%と続いています。



⑧望ましい子育て支援

「子育てにおける経済的負担の軽減」が 81.5%と最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が 59.3%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が 55.6%と続いています。



(3) 小学生の保護者調査結果 主なポイント

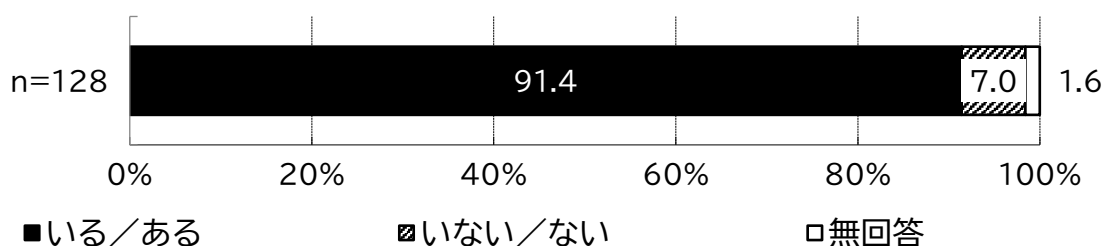
①子育て（教育含む）をするうえで、気軽に相談できる人・場所の有無

「いる／ある」が91.4%、「いない／ない」が7.0%となっています。

ひとり親家庭では、「いない／ない」が25.0%と比較的高くなっています。

子育てに対する気持ちについて、楽しいと感じることの方が多いという場合では「いない／ない」が2.4%と比較的低い一方、楽しいとつらいが同じくらいという場合では同回答が11.4%と比較的高くなっています。

子育てしやすい環境と感じているかについて、あまり感じていない・感じていないという場合では「いない／ない」が19.0%と比較的高くなっています。

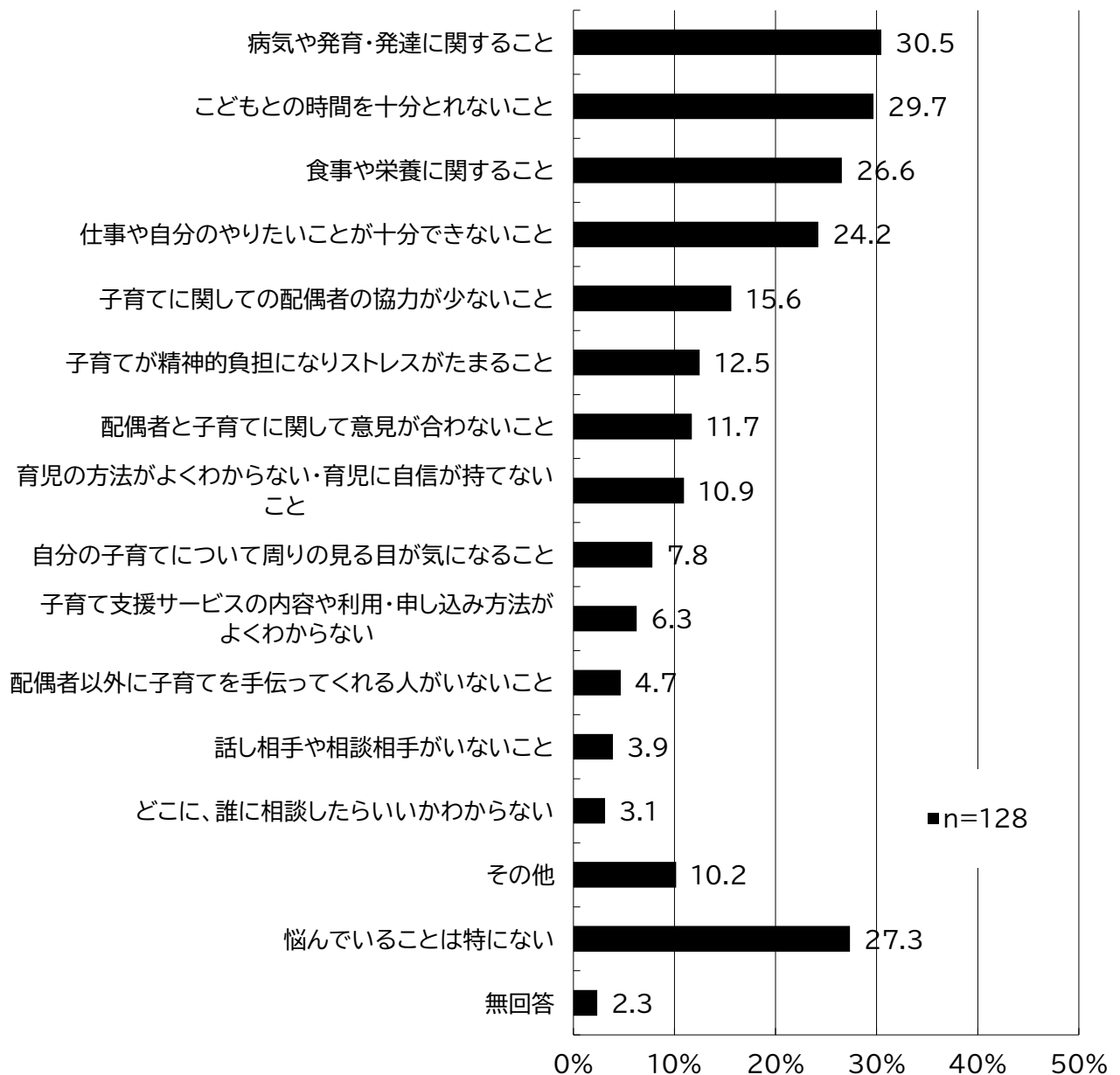


【家庭類型別等】

		回答者数 n=	いる／あ る	いない／ ない	無回答
家庭類型	全体	128	91.4%	7.0%	1.6%
	ひとり親家庭	12	75.0%	25.0%	0.0%
	フルタイム×フルタイム	38	92.1%	5.3%	2.6%
	フルタイム×パートタイム	41	97.6%	2.4%	0.0%
	専業主婦（夫）家庭	12	100.0%	0.0%	0.0%
	パートタイム×パートタイム	1	100.0%	0.0%	0.0%
子育てに対する気 持ち	楽しいと感じることの方が多い	83	95.2%	2.4%	2.4%
	楽しいとつらいが同じくらい	35	88.6%	11.4%	0.0%
	つらいと感じることの方が多い	3	33.3%	66.7%	0.0%
	わからない	6	83.3%	16.7%	0.0%
	その他	0	0.0%	0.0%	0.0%
子育てしやすい環 境と感じているか	よく感じている・まあ感じている	86	97.6%	1.2%	1.2%
	あまり感じていない・感じていない	42	78.6%	19.0%	2.4%

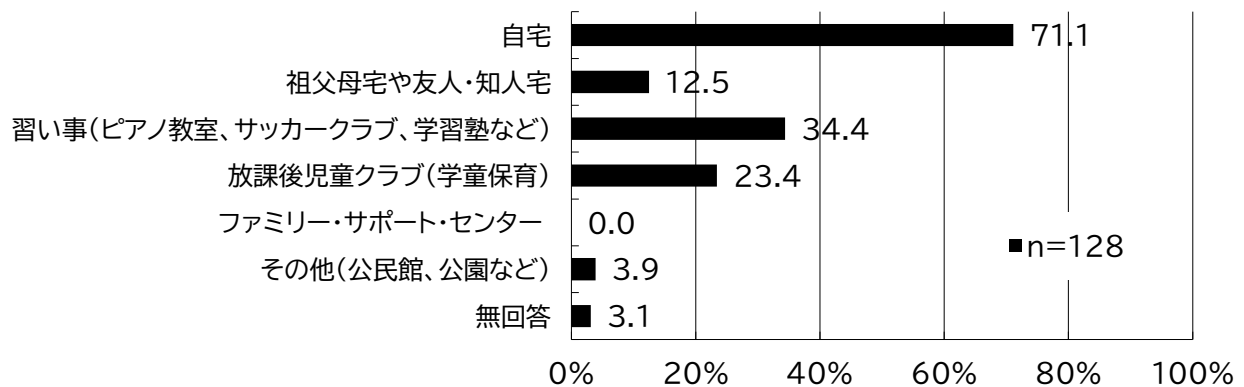
②子育てに関して、日常悩んでいること、又は気になること

「病気や発育・発達に関すること」が30.5%、「こどもとの時間を十分とれないこと」が29.7%とこれらが上位2つで、次いで「悩んでいることは特にない」が27.3%と続いています。



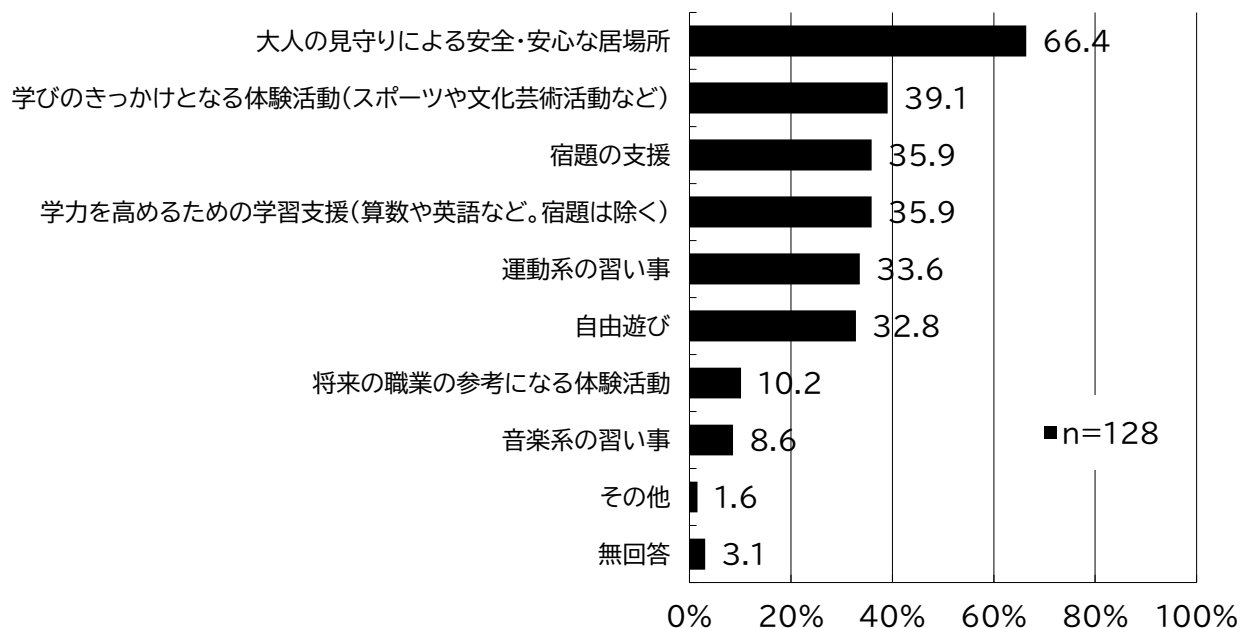
③放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごしている場所

「自宅」が71.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が34.4%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が23.4%と続いています。



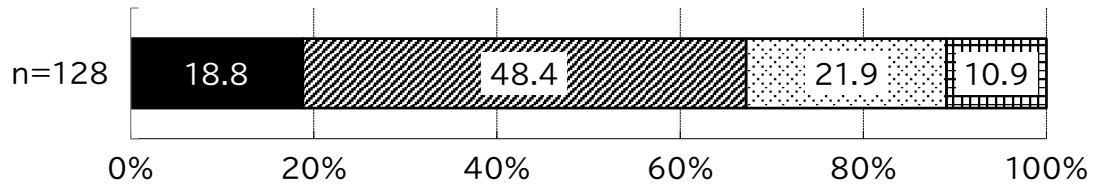
④お子さんの放課後に必要と思うもの

「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が66.4%と最も高く、次いで「学びのきっかけとなる体験活動（スポーツや文化芸術活動など）」が39.1%、「宿題の支援」、「学力を高めるための学習支援（算数や英語など。宿題は除く）」が35.9%と続いています。



⑤こどもを育てやすい環境にあると感じているか

「まあ感じている」が48.4%と最も高く、次いで「あまり感じていない」が21.9%、「よく感じている」が18.8%と続いています。

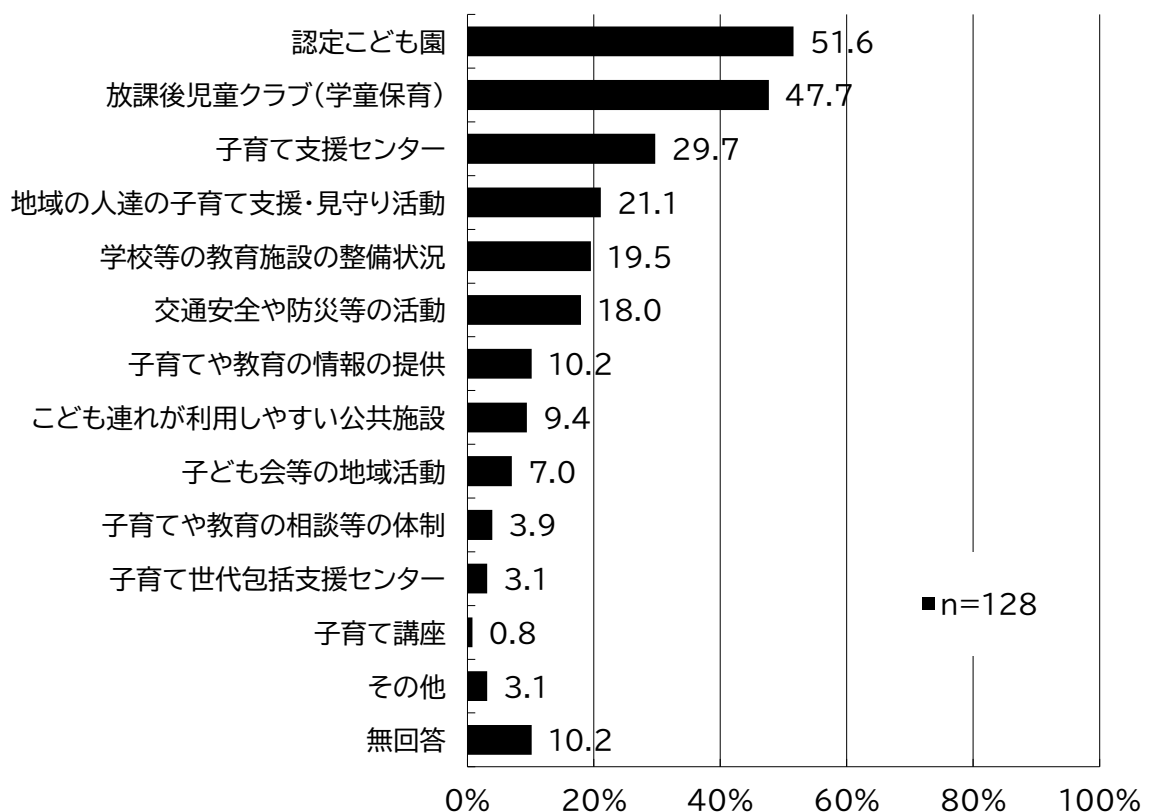


■よく感じている ■まあ感じている □あまり感じていない ■感じていない □無回答

⑥九十九里町の子育て支援の中で良いと思うもの、課題と思われるもの

◆良いと思うもの

「認定こども園」が51.6%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が47.7%とこれらが上位2つで、次いで「子育て支援センター」が29.7%と続いています。



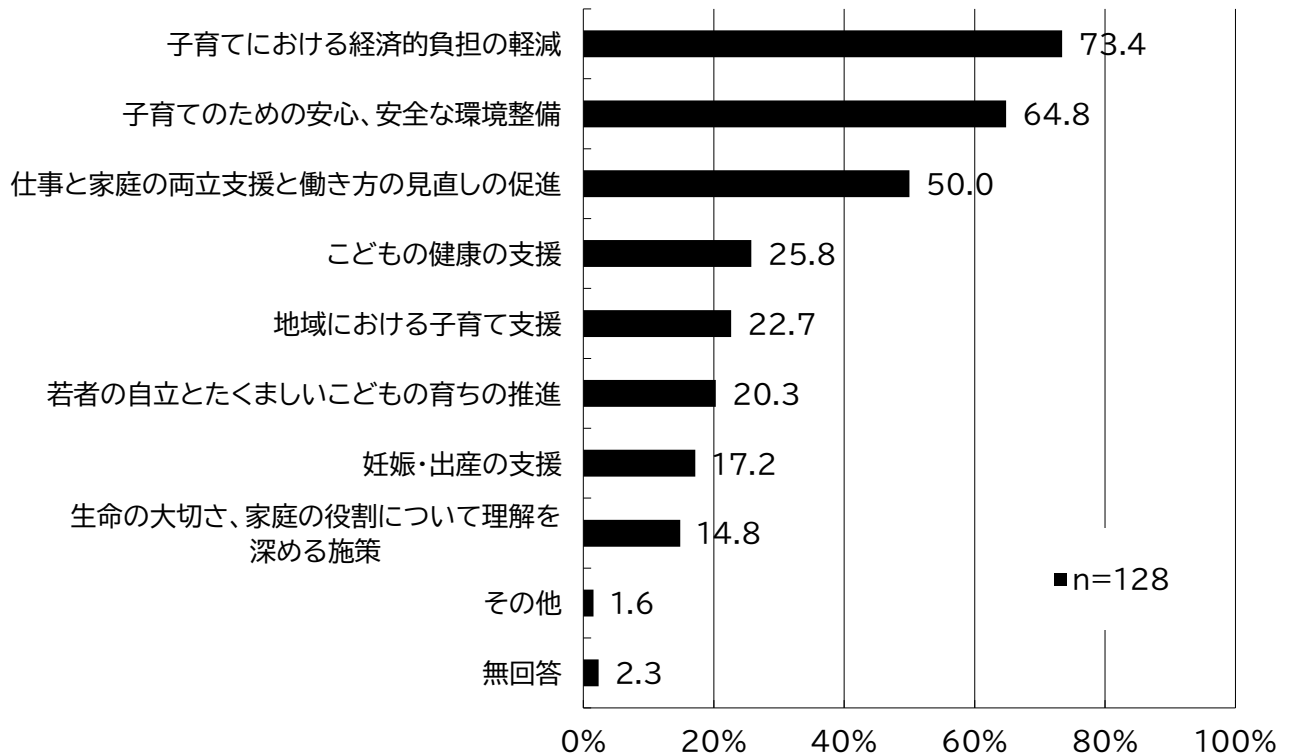
◆課題と思われるもの

「遊び場の整備・保守」が61.7%と最も高く、次いで「こども連れが利用しやすい公共施設」が59.3%、「病児・病後児保育」が48.4%と続いています。



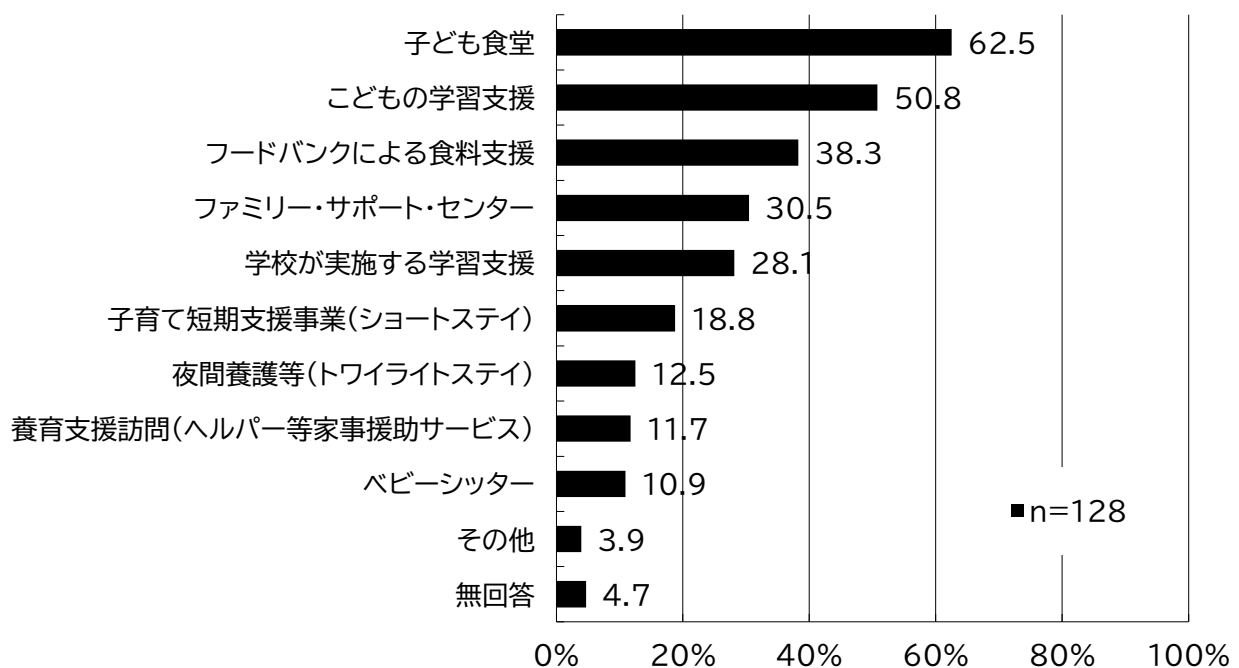
⑦望ましい子育て支援

「子育てにおける経済的負担の軽減」が 73.4%と最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が 64.8%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が 50.0%と続いています。



⑧貧困世帯においてこどもを支援するために必要だと思う対策

「子ども食堂」が 62.5%と最も高く、次いで「こどもの学習支援」が 50.8%、「フードバンクによる食料支援」が 38.3%と続いています。



4 第2期計画の進捗評価

(1) 就学前の教育・保育の計画と実績

就学前の教育・保育については、町内の認定こども園と幼稚園による十分な受け入れ体制が確保されています。

■計画と実績

認定区分	区分		第2期計画期間				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 〈利用児童数／人〉	計画	量の見込み	70	68	55	50	46
		確保量(定員)	221	221	221	221	221
	実績		76	68	53	45	35
2号認定 〈利用児童数／人〉	計画	量の見込み	100	98	85	80	76
		確保量(定員)	119	119	119	119	119
	実績		101	106	104	108	100
3号認定(0歳) 〈利用児童数／人〉	計画	量の見込み	5	4	4	4	4
		確保量(定員)	29	29	29	29	29
	実績		4	3	5	2	7
3号認定(1・2歳) 〈利用児童数／人〉	計画	量の見込み	40	40	40	38	35
		確保量(定員)	100	100	100	100	100
	実績		49	52	45	43	34

資料：町担当課資料

(2) 地域子ども・子育て支援事業の計画と実績

地域子ども・子育て支援事業については、地域子育て支援拠点事業などで計画を大きく下回る実績の年度が多くなっており、コロナ禍の影響等がうかがえます。

また、共働き家庭の増加を背景に、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)では、計画を上回る実績となっています。

■計画と実績

事業名	区分		第2期計画期間			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業 〈実施か所数／か所〉	計画	量の見込み	1	1	1	1
		確保量	1	1	1	1
	実績		1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業 〈延利用者数／人〉	計画	量の見込み	3,132	3,060	3,012	2,880
		確保量	4,500	4,500	4,500	4,500
	実績		949	434	868	2,331
妊婦健康診査事業 〈受診票交付件数／件〉	計画	量の見込み	50	49	46	44
		確保量	50	49	46	44
	実績		32	30	39	29
乳児家庭全戸訪問事業 〈訪問件数／件〉	計画	量の見込み	50	49	46	44
		確保量	50	49	46	44
	実績		31	22	23	27

事業名	区分		第2期計画期間			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時預かり事業 (幼稚園型) 〈延利用者数／人〉	計画	量の見込み	728	664	600	565
		確保量	2,000	2,000	2,000	2,000
	実績	146	50	39	44	
一時預かり事業 (一般型) 〈延利用者数／人〉	計画	量の見込み	220	219	217	215
		確保量	360	360	360	360
	実績	360	197	168	80	
延長保育事業 〈利用者数／人〉	計画	量の見込み	650	635	625	620
		確保量	700	700	650	650
	実績	85	82	81	65	
放課後児童健全育 成事業(学童クラブ) 〈利用者数／人〉	計画	量の見込み	100	98	96	95
		確保量	110	110	110	110
	実績	114	118	114	115	

資料：町担当課資料

■事業概要等

事業名	事業概要		対象年齢等
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、本町では、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型(旧母子保健型)」を実施		妊産婦、子育て中の親子等
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、本町では子育て支援センターで実施		0～2歳
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業		妊婦
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業		0歳
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業で、一般型は町立の認定こども園で実施	幼稚園型	3～5歳(幼稚園在園児)
		一般型	0～5歳
延長保育事業	保育認定(2号、3号)を受けたこどもが、保護者の勤務条件や家庭の事情により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園等において保育を実施する事業		0～5歳
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業		1～6年生

5 九十九里町のこども・子育て支援の課題

(1) 気軽に相談できる窓口の周知や相談支援機能の強化

令和5年度に実施したニーズ調査結果によると、“子育てに関して、日常悩んでいること、又は気になること”について、発育や発達、食事、栄養等のこどもの成長や健康に関わる悩み等のほか、仕事と子育ての両立に関わる不安（こどもとの時間を十分にとれないこと等）が比較的上位にあがっています。

加えて、ニーズ調査では、子育てについて気軽に相談できる人・場所が「いない／ない」という保護者は、ひとり親家庭で比較的多く、子育てしやすい環境と感じていない保護者においても比較的多く見られる状況です。

このような保護者の状況を踏まえつつ、包括的な相談支援等を行う拠点施設である子育て世代包括支援センター（町保健センター内）のほか、子育て支援センター（とようみこども園2階）などの周知と利用促進を図る必要があります。

また、子育て世代包括支援センター（町保健センター内）については、改正児童福祉法で設置が自治体の努力義務となった「こども家庭センター」として機能をさらに強化し、妊娠・出産・子育てに不安や悩みを抱える妊産婦や子育て世帯、こども（ヤングケアラーを含む）を対象に、妊娠期から子育て期までの切れ目のない一体的な相談や支援を行うことが求められます。

(2) 成長段階に応じた発達や健康に対する切れ目のない支援

本町では、母子保健事業として妊娠届・母子健康手帳の交付から、妊婦・乳幼児に対する各種健康診査、乳幼児相談や「ことばの相談室」など各種相談事業を実施しているほか、こども園や小学校などにおける食育に関わる取り組みや思春期保健対策に関わる事業を推進しています。

なお、国では、成育基本法と成育医療等基本方針に基づき、出生から新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長の過程や、その保護者、妊産婦に対して、心身の健やかな成育に必要な支援を切れ目なく提供し、「すべてのこどもが健やかに育つ社会」の実現を目指すこととしています。

また、令和5年度のニーズ調査では、前述（1）のとおり、発育や発達、食事、栄養等のこどもの成長や健康に関わるものが、保護者の悩みの上位にあがっており、今後も健康診査の受診勧奨とともに、発達や健康に対する支援の充実のほか、関係機関と連携した学童期・思春期に関わる健康教育を推進する必要があります。

さらに、国の方向性や本町の現状を踏まえつつ、親子の健康やこどもの発育・発達に対して、発達段階に応じた切れ目のない伴走型支援が求められます。

(3) こどもの最善の利益を支える体制づくり

こども基本法の基本理念には、すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される内容が掲げられています。

また、こども大綱において、こどもの権利に関する理解促進や人権教育の推進とともに、児童虐待防止対策のさらなる強化のほか、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国につながるこどもをはじめ、特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていくことが求められている状況です。

今後は、こどもが権利の主体であることの住民への啓発のほか、児童虐待防止対策の推進、障がい児や医療的ケア児への多面的な支援、外国につながるこどもやその家族に対するコミュニケーション支援など、特別な配慮や支援を必要とするこどもや家庭に対する包括的な支援のための体制強化等を図る必要があります。

また、令和5年度のニーズ調査では、“望ましい子育て支援”として、就学前児童の保護者、小学生の保護者のいずれも「子育てにおける経済的負担の軽減」が最上位にあがっており、特にひとり親世帯をはじめ、生活困窮など困難を抱えるこどもと家庭に対しては、こどもの貧困対策として生活や学習に対する支援を図る必要があります。

(4) 教育・保育の質の確保と多様な子育て支援ニーズへの対応

就学前の教育・保育においては、共働き家庭の増加を背景として、保育ニーズが拡大しており、3～5歳人口に占める2号認定（「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望）の割合は、令和2年の49.0%から令和6年には67.6%と、年々上昇傾向であり、今後もこの上昇が継続する見込みです。

一方、令和6年の子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和8年度から全国すべての市町村で「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始される予定となっており、一時預かり等の子育て支援サービスを含め、保護者の就労の有無に関わらず、こどもの健全育成や子育て家庭を支援する取り組みの充実が求められている状況です。

このような状況とともに、令和5年度のニーズ調査で“九十九里町の子育て支援の中で良いと思うもの”の最上位に「認定こども園」があがっていることを踏まえつつ、今後も就学前の教育・保育の質の確保とさらなる向上を図るとともに、多様なニーズに応える子育て支援サービスの充実が課題です。

(5) 放課後等のこどもの居場所の充実

本町では、学校の放課後に帰宅しても仕事などで保護者が不在となる1～6年生の児童を対象に、学童クラブを開設しています。また、就学後の障がい児の放課後等の居場所として、令和6年度現在、放課後等デイサービス事業所が町内に1か所あり、生活能力向上のための訓練等を行っています。

一方、令和5年度のニーズ調査では、“お子さんの放課後に必要と思うもの”として、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が小学生の保護者における最上位の回答となっているほか、“九十九里町の子育て支援の中で課題と思われるもの”として、就学前児童の保護者、小学生の保護者のいずれも、「遊び場の整備・保守」や「こども連れが利用しやすい公共施設」が上位となっています。

なお、国のこども大綱では、学童期・思春期における重要事項の一つに「居場所づくり」があげられており、こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こどもにとってより良い居場所となるよう取り組むこととされています。

このような状況や保護者の意向等を踏まえつつ、今後も、すべてのこどもが放課後や休日等を安全・安心に過ごし、多様な遊びや体験・活動を行うことができるよう、こどもの居場所の充実を進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

国のこども大綱は、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

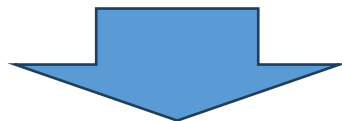
国のこども施策に関する大綱	めざす社会
こども大綱	「こどもまんなか社会」 ～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

町の上位計画である第5次九十九里町総合計画（令和3年度～12年度）では、本計画に関連するまちづくりの目標等を次のとおり定めています。

まちづくりの目標	政策	施策
健やかに生き生きと暮らす まちづくり	安心して子どもを産み育てられる環境づくり	施策1 子育て支援の充実 施策2 母子の健康づくりの支援 施策3 教育・保育環境の充実

第2期九十九里町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）では、基本理念を次のとおり定めています。

現計画	基本理念
第2期九十九里町 子ども・子育て支援事業計画	すべての子どもと子育て家庭を地域全体で応援し、子どもの健やかな成長を目指す



新たな基本理念

すべてのこどもと子育て家庭を地域全体で応援し、こどもの健やかな成長を目指す

“こどもまんなか 九十九里”

～すべてはみんなの笑顔のために！～

2 基本視点

第1期計画及び第2期計画においては、地域ぐるみで施策・事業を推進するため、6つの基本的視点を掲げ、事業を展開してきており、第3期となる本計画でも、引き続き6つの基本的視点を踏まえ、計画を推進します。

①こどもの視点

すべてのこどもの人としての権利や自由を尊重し、こどもに対する保護と援助を促進することが基本であり、すべての場面でこどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう、こどもの視点に配慮します。

②次代の親づくりの視点

こどもの成長過程のなかで、家族の役割の大切さの啓発、こどもの健全育成も含め、次代を担う人づくり、次代の親づくりの視点を取り入れます。

③地域で支援する視点

子育ての第一義的責任は、まず父母その他の保護者にあるという基本的認識の下に、地域社会のあらゆる分野におけるすべての構成員がこどもと保護者に寄り添い、こども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たしていく、地域で支援する視点を大切にします。

④すべてのこどもと家庭への支援の視点

障がい児や医療的ケア児、外国につながるこども、ヤングケアラーを含め、すべてのこどもと家庭への支援の視点に基づくとともに、虐待やいじめ、暴力、災害・事故などからこどもが守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることがないように、すべてのこどもの安心・安全を確保する視点に重きをおきます。

⑤地域資源の効果的活用の視点

認定こども園や幼稚園、学校、役場などの公的機関とともに、事業所や企業などの民間の団体、そして、各種専門職やボランティア、地域住民、これらこども・子育てに関わる地域資源を十分かつ効果的に活用する視点を取り入れます。

⑥サービスの質の視点

多様化するこども・子育て支援のニーズに柔軟に対応できるように、サービス提供体制の確保と人材の資質の向上、情報公開やサービス評価等の取り組みなど、サービスの質を維持し、高める視点を大切にします。

3 基本目標

第2期計画においては、6つの基本目標を掲げ、事業を展開してきており、第3期となる本計画でも、引き続き6つの基本目標の実現に向けて、計画を推進します。

基本目標1

九十九里っこ みんなで支える支援の輪 ～こども・子育て支援の推進～

子育てをしているすべての家庭が安心して地域で子育てをすることができるよう、認定こども園・幼稚園・学校・住民など、地域における多様な資源を活用しながら、行政と地域が一体となってこども・子育て支援の推進を図るとともに、保護者の就労の有無に関わらない多様なサービスの充実を図ります。

基本目標2

九十九里っこ 心身ともにたくましく ～親子の健康づくりへの支援～

食生活や生活リズムに関する健康教育の実施や、思春期に抱える悩みへ対処するための相談体制の整備等、こどもの健全な育成のための取り組みを推進します。

基本目標3

九十九里っこ 地域とともにすくすくと ～地域で支え合う教育環境の整備～

こどもの生きる力と豊かな心を育むために、学校教育の充実を進めます。また、こども・子育てを地域全体で応援するという観点から、ボランティアや外部人材の活用等、多世代が交流できる事業の拡充に努め、地域で支え合う教育環境の整備を推進します。

基本目標4

九十九里っこ 地域で守る安心感 ～安心・安全な子育て環境の整備～

こどもや子育て家庭が安心して暮らすために、こどもたちの安全を守る防犯体制の整備を地域と連携して行うほか、交通安全対策や防災意識を高めるための活動を行い、こどもが犯罪や交通事故、災害等の被害に遭うことのないまちづくりを推進します。

基本目標5

九十九里っこ ぬくもり満ちた支援策 ～すべての子育て家庭へのきめ細かな支援～

ひとり親家庭や、障がい児の家庭、生活に困窮している家庭等、様々な問題を抱えるすべてのこども・子育て家庭に対し、自立に向けたきめ細かなこども・子育て支援を推進します。また、いじめや虐待等への問題に対応するため、未然に防止する体制や相談体制の構築を、認定こども園や学校等と連携しながら行います。

基本目標6

九十九里っこ 健康づくりですこやかに ～成育医療等の取り組み～

こどもが心身ともに健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、妊娠・出産期から学童期、思春期までの切れ目のない母子保健を含む成育医療等の取り組みの充実を図ります。

4 施策の体系

基本理念		すべてのこどもと子育て家庭を地域全体で応援し、こどもの健やかな成長を目指す “こどもまんなか 九十九里” ～すべてはみんなの笑顔のために！～	
基本目標		施策	事業等
基本目標1 九十九里っこ みんなで支える支援の輪 ～こども・子育て支援の推進～	(1) 教育・保育、子育て支援サービス	①就学前の教育・保育 ②地域子ども・子育て支援事業 ③サービス評価 ④保育の質の向上を支援する取り組み	
	(2) 地域とともに歩む学校づくり	①小学校の再編 ②地域とともに歩む学校づくり推進支援事業	
	(3) 親子の育ちを応援する環境づくり	①子育て支援情報の提供 ②子育ての経済的負担を軽減する取り組み ③子育て世帯がくつろげる憩いの場の提供	
基本目標2 九十九里っこ 心身ともにたくましく ～親子の健康づくりへの支援～	(1) 正しい生活習慣のための働きかけ	①正しい生活習慣の推進	
	(2) 思春期の心身の成長支援	①こどもの生涯にわたる健康教育 ②薬物乱用防止教育 ③喫煙防止教育 ④思春期性教育 ⑤思春期の心のケアに関する相談	
基本目標3 九十九里っこ 地域とともにすすくと ～地域で支え合う教育環境の整備～	(1) 生きる力を伸ばす教育環境	①人権教育の推進 ②確かな学力の育成 ③道徳教育の推進、教員の指導力の向上	
	(2) 地域ぐるみの教育活動と信頼される学校運営	①学校教職員定数改善計画に基づく指導体制の確保、強化 ②外部人材の活用 ③学校支援ボランティアの活用推進 ④余裕教室の利活用の検討 ⑤学校評価委員制度の活用	
	(3) やる気を発揮する体験・活動	①ジュニアリーダー育成事業 ②学校や地域でのこどもたちの文化活動や鑑賞機会の充実 ③こどもの読書活動の推進 ④社会教育活動の推進	
	(4) 親の育てる力の育成	①親になること、家族のことなどを考える機会の創出	

基本目標	施策	事業等
基本目標4 九十九里っこ 地域で守る安心感 ～安心・安全な子育て 環境の整備～	(1) 安心な地域づくり	①子ども 110 番の家支援活動 ②防犯パトロール ③学校支援ボランティアの活用推進〈再掲〉
	(2) 安全なまちづくり	①交通安全教室 ②通学路等の安全対策 ③安全・安心まちづくりの推進 ④学校の安全対策
	(3) こどもを愛し み、育て理解する 意識づくり	①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②育児・介護休業等の取得促進 ③こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発 ④こどもが意見を表明しやすい環境整備
基本目標5 九十九里っこ ぬくもり満ちた支援策 ～すべての子育て家庭 へのきめ細かな支援～	(1) こどもを取り 巻く多様な問題への 対応	①家庭支援の強化 ②児童虐待防止対策 ③九十九里町要保護児童対策地域協議会 ④不登校などの問題への対応、立ち直り支援 ⑤外国につながるこどもへの支援・配慮 ⑥問題を抱える家庭への支援
	(2) ひとり親家庭 の自立支援	①ひとり親家庭の自立支援
	(3) 支援が必要な こどもへの対応	①「心の教育相談員」の配置事業 ②特別支援教育の推進と発達障がいなどへの対応 ③障がい児等の地域生活への参加・包摂（インクルージョン）の推進
基本目標6 九十九里っこ 健康づくりですこやかに ～成育医療等の取り組み～	(1) 妊娠期から子 育て期にわたる切 れ目のない支援	①こども家庭センター
	(2) 安心して迎える 妊娠・出産	①妊娠届 ②パパママ教室 ③妊婦等包括相談支援事業 ④訪問による相談・支援 ⑤新生児訪問 ⑥産後ケア事業 ⑦母乳育児の推進
	(3) 親子の健康づ くりを支援する健 診・指導	①乳幼児健康診査・歯科健診 ②乳幼児相談 ③子育て相談 ④こどもの事故防止の啓発事業
	(4) 小児救急医療 体制の啓発	①小児救急医療体制の啓発 ②小児救急医療体制の充実

第4章 こども・子育て支援施策の展開

基本目標1 九十九里っこ みんなで支える支援の輪 ～こども・子育て支援の推進～

(1) 教育・保育、子育て支援サービス

需要に応じた就学前の教育・保育の提供基盤を確保します。

また、利用者が満足できる教育・保育を目指して、サービス評価を継続して行うとともに、保育士の研修をはじめ、教育・保育の質の確保・向上を図るための取り組みを支援します。

さらに、核家族化の進行やひとり親家庭の増加など世帯の変化を踏まえつつ、保護者の就労の有無に関わらない子育て支援サービスの充実とともに、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のないサービスの提供や困りごとを抱える家庭を支援するサービスの充実に努めます。

【事業等】

事業等	区分※	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
就学前の教育・保育	新規	すべてのこどもに良質な成育環境を保障するため、家庭やこどもの状況に応じて、認定こども園や幼稚園を通じた教育・保育を行う。	教育・保育の質の確保・向上を図るとともに、障がい等の有無や医療的ケアの必要性に関わらず、すべてのこどもが共に成長できるよう、受け入れ体制の整備に努める。	社会福祉課
地域子ども・子育て支援事業	新規	すべてのこどもと家庭を支援するため、子ども・子育て支援法等に基づき、家庭やこどもの状況に応じた様々な事業を実施する。	既存事業（利用者支援事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等）の充実とともに、令和8年度から新たに乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するなど、保護者の就労の有無に関わらず、こどもと家庭を支援する事業の充実を図る。	社会福祉課
サービス評価	継続	認定こども園の内部評価を定期的実施し、日常の保育に活かしている。	引き続き内部評価を実施していくとともに、外部評価の実施について、引き続き検討を行う。	社会福祉課
保育の質の向上を支援する取り組み	継続	保育教諭のスキルアップのため、千葉県保育協議会や東上総教育事務所開催による研修に参加している。	引き続き、研修等に参加し質の向上に努める。	社会福祉課

※区分は、「継続」は第2期計画に記載済みの既存事業、「新規」は第2期計画に未記載の既存事業又は令和7年度以降に新たに実施するものを含む事業

(2) 地域とともに歩む学校づくり

少子化への対応とより良い教育環境を整えるため、小学校の再編を進めるとともに、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるため、学校・家庭・地域との連携を強化し、地域学校協働本部や学校運営協議会制度の設置（コミュニティ・スクール）などを通じて、地域とともに歩む学校づくりを進めます。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
小学校の再編	新規	「九十九里町学校再編計画」（令和6年4月）に基づき、片貝小学校・豊海小学校・九十九里小学校を1校に統合（統合時期：令和12年4月）する。	将来を担うこどもたちが、より良い教育環境の中で教育を受けられることを優先的に考えて、本町の教育目標である「生きる力」を育むことができる充実した学校環境整備を進める。	教育委員会
地域とともに歩む学校づくり推進支援事業	継続	夏休み等に、中央公民館の施設を活用し、こどもたちが健やかに育まれる環境づくりを進めている。夏休みには、小学生対象の支援ボランティアによる学習補助活動を行っている。 また、教育機関等との包括的協定を活かした出前授業を開催している。	地域学校協働本部を設置し、学校と地域を結ぶ地域学校協働推進員（地域コーディネーター）を中心として、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動（地域学校協働活動）を推進する。 また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の設置拡大を目指す。 さらに、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進などを通して、学校と地域の連携・協働体制を構築し、保護者や地域住民の学校運営への参画を推進する。	教育委員会

(3) 親子の育ちを応援する環境づくり

パンフレットや町ホームページなどの媒体や家庭訪問や面談、各種健診等を通じて、こども・子育て支援に係る施設やサービスについて、こどもの成長や保護者の関心に合わせた総合的な育児情報の提供に努めます。

また、真亀川総合公園内にある「こども広場」で子育て世帯が安全に利用できるようにする環境整備に努めます。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
子育て支援情報の提供	継続	保健センター、認定こども園、学校等でお便り、パンフレットを配付するほか、町ホームページなどを活用し情報を提供している。 また、こんにちは赤ちゃん訪問では、すべての4か月児に対し「子育て支援情報」を配付している。	町広報紙、町ホームページ、子育てハンドブック等による情報提供を行う。 また、専門職等による面談や相談の際、子育てに関する情報提供を行う。 継続して、認定こども園のお便り、町ホームページなどで情報を提供する。	健康福祉課 社会福祉課 教育委員会
子育ての経済的負担を軽減する取り組み	継続	幼児教育・保育の無償化や児童手当の支給、保育料の減免制度、子ども医療費の助成制度、学校給食の無償化等を実施している。	各種制度の周知に努め、適切な利用を促進する。今後も事業の継続・充実に努める。	健康福祉課 社会福祉課 教育委員会
子育て世帯がくつろげる憩いの場の提供	新規	真亀川総合公園内にある「こども広場」でこどもたちが遊べる場所を提供している。	「こども広場」の適正管理や遊具の点検修繕等を行い子育て世帯が安全に利用できるようにする。	まちづくり課

基本目標 2 九十九里っこ 心身ともにたくましく ～親子の健康づくりへの支援～

(1) 正しい生活習慣のための働きかけ

家庭における食生活や睡眠などの乱れを個々の家庭やこどもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として学校や地域が一丸となり、こどもの健やかな成長のための支援を図ります。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
正しい生活習慣の推進	継続	県より通知される「食育月間」について、小・中学校へ周知し、各校での食生活学習の推進を呼びかけている。 栄養教諭が、日常の食の大切さや身体にどのくらい良いものかを指導している。	継続して学校や家庭、関係機関などで連携して指導していく。	教育委員会

(2) 思春期の心身の成長支援

こどもが自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、心のケアや性に関することなど、思春期における心の問題に係る教育や相談支援の充実を図ります。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
こどもの生涯にわたる健康教育	継続	保健指導計画の中で生活習慣に関するチェックを行い、小学校では体育の保健学習、中学校では各教科・特別活動等で計画的に保健教育を進めている。 また、歯磨き指導について積極的に実施している学校もある。	継続して保健学習の中で睡眠・食生活等の生活習慣に関する指導の充実を図る。 また、生活習慣病予防健診を機に栄養教諭や養護教諭による保健指導を実施する。	教育委員会

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
薬物乱用防止教育	継続	小学校では、山武健康福祉センターや警察署から講師を招き、6学年を対象に薬物乱用防止教室を実施している。また、5・6年生に薬物乱用防止標語を作成させるなど、意識づくりをしている。 中学校では、3年生の保健体育「薬物乱用の害と健康」の授業で触れ、外房地区少年センターに講師派遣を依頼し、薬物乱用防止教室を実施している。 保護司が学校を訪問し、薬物乱用防止の啓発を実施している。	今後も関係機関と連携しながら継続して実施し、薬物への正しい理解と将来的な意識づくりに努める。	社会福祉課 教育委員会
喫煙防止教育	継続	小学校では、薬物乱用防止教室の中で喫煙防止内容も取り扱い、指導を行っている。中学校では、3年生の保健体育「喫煙の害と健康」の授業で触れ、薬物乱用防止教室の中でも同様に扱っている。	継続して実施し、指導の充実を図るとともに、がん教育の面からもアプローチするなど、将来的な意識づくりに努める。	教育委員会
思春期性教育	継続	保健指導計画に基づき、担任や担当教員により、エイズなどの性教育を実施し、保健学習の性に関する单元では、養護教諭が講師として授業に参加するなど、専門的な指導の充実を図っている。 また、教職員の指導力向上のための研修会（県教委等）へ参加し、専門性の向上に努めている。中学校では、保健の授業の外に外部講師を招き、2年生を対象とした「いのちの教室」を実施しており、性への正しい理解と将来的な意識づくりに努めている。	今後も学校を通して指導の充実を図る。	教育委員会
思春期の心のケアに関する相談	継続	小・中学校にスクールカウンセラーを配置している。中学校では、心の教育相談員を配置し、カウンセリングルームにおいて教育相談を実施している。	引き続き、児童生徒の相談体制の確保に努める。	教育委員会

基本目標3 九十九里っこ 地域とともにすくすくと ～地域で支え合う教育環境の整備～

(1) 生きる力を伸ばす教育環境

こどもたちの基礎的な学力の向上とともに、自ら学び、考え、行動することができるような「生きる力」を育み、また、人や自然に対する思いやり、郷土を愛する心を養うことができるよう、各学校での計画に基づき、教育内容と教育環境の充実を図ります。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
人権教育の推進	継続	小・中学校で人権擁護委員による人権教室を毎年開催し、差別意識のない児童生徒の育成を図っている。	人権に対する意識を高める取り組みに効果が出ており、小・中学校の児童生徒は落ち着いた生活を送っていることから、これまでの取り組みを継続して実施し、自他を尊重する人権意識の啓発を推進する。	社会福祉課 教育委員会
確かな学力の育成	継続	各学校の学力向上の取り組みとして、少人数指導、習熟度別指導、学習サポーターの導入、ドリルタイムや補習による基礎学力の向上を図っている。 また、教職員の資質向上の取り組みとして、指導主事等を要請した授業研究、町教育研究会の授業研修、校内研究授業を中心とした学校間の授業参観、校長会・教頭会による授業参観等を実施している。	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を一層推進する。 こども自身が、学び方を学び、自らの学習上の課題を正確に把握し、目標を立て、その達成に向けて努力する（自己調整力を高める）ための効果的な学習活動を支援する。 学校内外の研修を充実させることにより、教職員の資質向上、若手職員の授業力の向上に継続して取り組む。	教育委員会
道徳教育の推進、教員の指導力の向上	継続	小・中学校で「特別の教科道徳」についての研究指定校を受け、公開発表を行っている。 町内全教職員で参観し研究を進めている。	引き続き、「特別の教科道徳」の研究を実施する。単年の研究に終わらせることなく、それぞれの学校で研究した後、課題について共有して町の全教職員で取り組む。 情報モラル教育では、こどもの発達段階に応じた指導を充実する。	教育委員会

(2) 地域ぐるみの教育活動と信頼される学校運営

保護者や地域に信頼される学校とは、地域に開かれ、保護者と地域とが連帯感のある学校であり、こどもたちも楽しい学校生活を送ることができる学校と考えます。

このため、地域と学校の豊かなつながりの中で教育が行われるよう、外部人材の活用を促進するなど、地域に開かれた学校づくりへ向けた取り組みを進めます。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
学校教職員定数改善計画に基づく指導体制の確保、強化	継続	指導方法の工夫改善計画の立案とともに、少人数加配、生徒指導支援特別加配、きめ細かな指導のための非常勤講師の配置を毎年要望し、学力向上や不登校対策、教育相談などに効果が出ている。 職員の共通理解を図りながら、指導体制の強化を図っている。	引き続き、加配教員の要望・確保をしながら指導体制を確立していく。	教育委員会
外部人材の活用	継続	県教育委員会の特別非常勤講師配置事業の周知を行っている。 心の教育相談員や特別業務職員（スクール・サポート・スタッフ）など、外部人材の活用を行っている。	町全体への配置人員がまだ少なく、全学校にまで行き届いていないため、引き続き、配置人員の確保や増員を要望しながら活用を図る。	教育委員会
学校支援ボランティアの活用推進	継続	多様な知識や経験のある地域の人々を学校支援ボランティアとして各学校で募集登録し、活用している。 クラブ活動や総合学習、防犯パトロールなどに関わってもらっている。	防犯パトロール以外の活動においても地域人材の活用を促すとともに、各学校の外部人材活用への意識を高め、取り組みを進めていく。	教育委員会
余裕教室の利活用の検討	継続	きめ細かな指導としての少人数指導学習室・英語教室・会議室・相談室等に活用している。	地域への開放にまでは至っていないため、今後は地域への開放などを含めて、より良い活用法を検討していく。	教育委員会
学校評価委員制度の活用	継続	学校評価委員制度を各学校とも継続して実施し、学校だより等で公表している。 学校評価委員制度の活用とともに、各学校行事において、地域に開かれた学校として公開を前提としている。	外部評価・内部評価によるPDCA サイクルの期間を短くするなど、改善の回数を増やしながら継続して実施し、学校だより等で公表する。 学校評価委員制度を活用し、地域に開かれた学校として経営、運営に活かす。	教育委員会

(3) やる気を発揮する体験・活動

ジュニアリーダー育成事業をはじめ、学校や地域での様々な学びや体験活動等を通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、こどもたちが幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく地域生活を営むことができるように取り組みます。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
ジュニアリーダー育成事業	継続	町ジュニアリーダースクラブ主催事業・定例会議を開催し、県郡研修会にもスタッフとして参加している。主催事業として「JL クリスマス会」を開催し、子どもたちと活動を共にすることで親睦を深めている。 また、リーダーとしての資質向上を図るため、県郡研修会への積極的な参加や、自己研修会においてさらなる自己能力の向上に努めている。 その他、通学合宿や子ども会主催事業など各種事業にスタッフとして参加している。	自己能力の向上のため、自己研修会の時期や内容を随時検討し、学ぶ意欲を高め、地域活動をはじめ、町を代表し県行事などで活躍できるリーダーの育成に努める。 また、継続して主催事業・研修会の開催及び参加を促す。ジュニアリーダー資格（初・中・上級）取得者の増加を図ることで、資質の向上につなげる。 引き続き各種事業への運営に参加し、実際に体験することで、将来のリーダーの資質を醸成する。 また、参加児童等と触れ合うことで、ジュニアリーダーの活動に興味を持ってもらい活動人員の増加につなげていく。	教育委員会
学校や地域でのこどもたちの文化活動や鑑賞機会の充実	継続	町内の学校による音楽発表会（若い芽のジョイントコンサート）を実施し、芸術鑑賞の機会を作っている。 青少年相談員主催で、民間企業や文化的施設等への見学ツアーを開催し、文化的な教養を高め、知的好奇心の向上に努めている。 郷土芸能連協主催で、3年に1度郷土芸能の伝承活動の取り組みとして郷土芸能まつりを開催し、伝統芸能の保存・継承及び活性化に努めている。	児童生徒数が少なくなっていく中、行事の融合や小・中学校の連携を図るため、ジョイントコンサートと中学校合唱コンクールの融合等を検討する。 引き続き「虫おくり」に参加し、伝統行事の継承に努めるとともに、周知方法を見直し、参加者の増加を図る。 引き続き文化事業の充実を図ることにより、こどもたちの意欲をかき立て、知的好奇心の向上を図る。	教育委員会

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
こどもの読書活動の推進	継続	公民館図書室では読書環境の充実に取り組んでおり、校外学習の受け入れを行い、図書室の仕組みや実際に本を借りる目的での図書室の利用を促進している。 また、夏休み期間には、図書室内に学習コーナーを設置し、学習スペースの確保や読書感想文課題図書の貸出を行っている。	引き続き校外学習の受け入れを行うとともに、町ホームページや広報に学習コーナーについての活動内容を掲載し、図書室の利用人数を増やし本に親しみを持つ場を設けていく。 電子書籍の活用やデジタル社会に対応した読書環境の整備を進める。	教育委員会
社会教育活動の推進	継続	子ども会事業では、お寺で遊ぼう（虫おくり）、見学ツアー、房総子どもかるた大会やボッチャ大会を開催している。 スポーツ事業では、地域の特色を活かしサーフィンスクールを開催している。 さらに、通学合宿は宿泊体験を通し自主性、社会性及び協調性を身につける事業として開催している。	定期的に見直しを図り、こどもたちの知識の習得や経験値の向上につながる事業を企画立案し、参加者の拡大を図る。	教育委員会

（４）親の育てる力の育成

父母等の保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的認識の下に、より良い親子関係を築くための講座の開催など、家庭の教育力を総合的に高めるための支援を図ります。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
親になること、家族のことなどを考える機会の創出	継続	家庭教育学級として発達段階に応じ、各団体が特色を出して活動している。 各学校・子ども園は、親子で参加できる教室を開講し、親子で家庭のことを考える機会を設けている。	家庭教育学級の充実を図るために、各団体やＰＴＡとのさらなる連携を図り、事業を計画する。 また、多くの保護者が集まれるようにするため、講座の内容や実施日等、保護者のニーズにも目を向けていく。 引き続き、親子で参加できる講座を開講していく。	社会福祉課 教育委員会

基本目標4 九十九里っこ 地域で守る安心感 ～安心・安全な子育て環境の整備～

(1) 安心な地域づくり

こどもや子育て家庭が安心して暮らせるように、学校の安全対策活動と、子ども 110 番の家の設置、青少年相談員及び学校支援ボランティアなど地域の力と、PTAなど保護者の活動が連携してこどもの安全につながるように支援します。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
子ども 110 番の家支援活動	継続	地域でこどもの安全を守るため、防犯避難所として子ども 110 番の家の確保に努めている。	引き続き確保に努めていく。	教育委員会
防犯パトロール	継続	設立されている自主防犯組織の活動支援を行っている。 また、引き続き自主防犯組織の設立を支援している。 夏休み期間中に、青少年相談員が夜間パトロールを実施し、青少年の健全育成に努めている。	引き続き、地域の安全・安心のため、活動支援及び設立支援を行う。 また、若年層のボランティアの確保に努めていく。 見回りの時間帯やコースを随時検討し、防犯の強化を図るとともに、引き続き夏休み期間のパトロールを行い、青少年の健全育成に努める。	総務課 教育委員会
学校支援ボランティアの活用推進（再掲）	継続	多様な知識や経験のある地域の人々を学校支援ボランティアとして各学校で募集登録し、活用している。 クラブ活動や総合学習、防犯パトロールなどに関わってもらっている。	防犯パトロール以外の活動においても地域人材の活用を促すとともに、各学校の外部人材活用への意識を高め、取り組みを進めていく。	教育委員会

(2) 安全なまちづくり

関係機関と地域の協力を得ながら、交通安全についてのマナーの啓発と交通安全活動を推進します。

また、通学路等の安全対策をはじめ、安全・安心のまちづくりを進めます。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
交通安全教室	継続	認定こども園、小・中学校において、警察署、交通安全協会と連携し、交通安全教室を開催し、交通安全の普及に努めている。	引き続き、警察署や交通安全協会と連携し、交通マナー向上のため交通安全教室等を実施する。	総務課 社会福祉課 教育委員会
通学路等の安全対策	継続	九十九里町通学路交通安全プログラムに基づき、警察署をはじめ、各関係機関と連携を図り、通学路の安全対策を実施している。 青少年相談員活動の一つとして、令和元年度よりカーブミラー清掃を実施し、小・中学生はもとより地域の安全対策に努めている。	引き続き、九十九里町通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全対策を実施する。 引き続き、関係機関と連携しカーブミラー清掃作業日数や時間を随時検討し、小・中学生はもとより地域の安全対策を図る。	総務課 教育委員会
安全・安心まちづくりの推進	継続	指定通学路等に防犯灯の設置を行っている。 また、関係機関より提供された防犯に関する情報について、町広報紙・ホームページ・登録型メールなどにより周知・啓発を図っているほか、県や警察から配布される防犯チラシを、自治区を通じて回覧している。 防災訓練等を実施しているほか、自主防災組織の結成支援を行っている。	引き続き、防犯灯の設置について実施する。 また、関係機関より提供された防犯に関する情報について周知を図る。 引き続き、防災訓練等を実施し、防災意識の高揚を図る。 また、自主防災組織の結成支援を行う。	総務課
学校の安全対策	継続	津波対策を加味した避難訓練を小・中学校が連携して行っている。 学区内の安全マップを作成し、区域内の危険個所を明確にすることにより、子どもたちの危機意識の向上を図っている。 小学校区ごとにパトロールを実践している。	避難ルートの見直しを検討する。 小学校間の連携を図りながら、継続して安全マップを活用した児童の安全意識を高めていく。 各学校の実情に合わせて実施しているため、教頭会等を通して小学校間の連携を図っていく。	教育委員会

(3) こどもを愛しみ、育て理解する意識づくり

地域社会がこどもと子育て家庭に寄り添い、親子の育ちを応援するまちを目指して、こどもや親の権利を保障する法律等についての普及啓発とともに、こどもが意見を表明しやすい環境整備に努めます。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	継続	男女共同参画社会づくりに向けて、日常の身近な家庭・地域の場合などで推進員による啓発活動を実施している。 また、文化祭時においてアンケートの実施や町広報紙による啓発を行っている。	引き続き、男女共同参画社会づくりに向けた啓発活動を行い、理解を深めていく。	企画政策課
育児・介護休業等の取得促進	継続	商工会を通し、事業主に対して、育児休業の取得促進及び職場復帰しやすい環境の整備の周知を行っている。	今後も、国等からのリーフレット等を活用し、商工会を通して、育児休業の取得促進及び職場復帰しやすい環境の整備について周知していく。	商工観光課
こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発	新規	こどもが権利の主体であるという意識の町民全体での共有とともに、こどもの権利侵害を許さないという意識を地域に浸透させるため、こども基本法等の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行う。	国作成のこども基本法の趣旨や内容を説明したパンフレットの活用や町ホームページへの掲載等を通じて、こども基本法及びこどもの権利条約について広く周知啓発に努める。	社会福祉課
こどもが意見を表明しやすい環境整備	新規	こどもの意見表明権を保障し、権利擁護を実現できる環境整備を行う。	こどもが安心して意見を表明しやすい環境を整備し、聴取した意見は、こども施策等に反映するよう努める。 また、こども施策等について、こどもが理解しやすくアクセスしやすい方法による情報提供を行う。	社会福祉課 教育委員会

基本目標 5 九十九里っこ めくもり満ちた支援策 ～すべての子育て家庭へのきめ細かな支援～

(1) こどもを取り巻く多様な問題への対応

児童虐待や貧困、ヤングケアラーなどの複雑な問題を抱えるこどもとその家庭への対応について、家庭と関係課・関係機関が連携を図り、ネットワークを活かして個々のケースに応じた支援の実施に努めます。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
家庭支援の強化	新規	児童福祉法等の一部改正（令和4年法律第66号）に伴い、子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）、児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）、親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）が新設された。	子育てに困難を抱える世帯を包括的に支援するため、家庭支援の事業の実施体制の確保を検討する。	社会福祉課
児童虐待防止対策	継続	学校や認定こども園などと連携を図り、児童虐待の未然防止を図るとともに、的確に対応できる体制を作っている。 育児不安や育児困難感がある等、支援が必要な親、家庭を妊娠期から把握して保健師による支援を行っている。	引き続き、連携を図り、児童虐待の未然防止及び体制を維持していく。 支援を通して保護者が育児相談を行いやすい関係性の構築に努める。	健康福祉課 社会福祉課 教育委員会
九十九里町要保護児童対策地域協議会	継続	児童への虐待など支援が必要なケース等に適切に対応するため、関係課、関係機関、地域とのネットワークを確保するために児童虐待防止ネットワークを拡充して設置している。 代表者会議、実務者会議を開催、また、必要に応じて個別支援会議を随時開催し、各機関と連携し対応している。	代表者会議・実務者会議の実施を行い、必要に応じて個別支援会議を開催し、各機関と連携し、個々のケースに対応していく。	社会福祉課

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
不登校などの問題への対応、立ち直り支援	継続	教職員の指導支援のほか、中学校で心の教育相談員、小・中学校でスクールカウンセラー・訪問相談員等との連携により不登校対策を行っている。庁内関係部署との連携や保健所・適応指導施設等とも連携をして不登校対策を行っている。	引き続き、関係機関と学校との連携を強化し、不登校の要因を把握することで個別支援を強化していく。	教育委員会
外国につながるこどもへの支援・配慮	新規	各園や学校において外国につながる児童生徒の円滑な受け入れと日本語指導、その保護者を含め多言語での情報提供や生活全般の相談に対応している。	外国語対応への支援や外国の文化・習慣を配慮した指導に関する研修等の実施を視野に入れ、外国につながりのあるこどもへの支援・配慮に努める。	健康福祉課 社会福祉課 教育委員会
問題を抱える家庭への支援	継続	多種多様な問題を抱え、支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携し対応している。	貧困家庭やヤングケアラーのいる家庭などに対して、新設する「こども家庭センター」と関係機関と連携を図りながら支援していく。	社会福祉課

(2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立に向けて、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費等助成などの経済的支援をはじめ、必要な支援に努めます。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
ひとり親家庭の自立支援	継続	児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成を実施し、経済的支援を行い、相談等の窓口を開設している。	引き続き、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成を実施し、窓口での相談対応等により、ひとり親家庭の自立を支援していく。	社会福祉課

(3) 支援が必要な子どもへの対応

こどもの心の問題への対応とともに、障がいや発育の遅れへの支援、医療的ケアを必要とするこどもの育ち、自立を支援するため、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備に取り組めます。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
「心の教育相談員」の配置事業	継続	中学校では、心の教育相談員を配置し、カウンセリングルームにおいて、スクールカウンセラーと連携して教育相談を実施している。	引き続き、児童生徒の相談体制の確保に努める。	教育委員会
特別支援教育の推進と発達障がいなどへの対応	継続	各学校とも個別の指導計画及び支援計画を作成し、特別な支援を要する児童生徒一人ひとりの実態に合わせた指導の実施に努めている。 また、市内の小・中学校特別支援学級で交流会を開き、児童生徒それぞれが互いに刺激を受けながら成長できるよう、交流を図っている。 特別支援学校と連携し、児童生徒の指導にあたっている。	引き続き、児童生徒一人ひとりの実態に合わせた指導の実施に努める。 引き続き、特別支援学校と連携を図り児童生徒の実態に合わせた対応を図っていく。	教育委員会
障がい児等の地域生活への参加・包摂（インクルージョン）の推進	新規	令和6年3月に策定した第3期障がい児福祉計画に基づき、障がい児等のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備に取り組む。	障がいの有無に関わらずすべての児童が共に成長できるよう、こども園や学童クラブでの障がい児や医療的ケア児の受け入れをはじめ、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進する。	社会福祉課

基本目標6 九十九里っこ 健康づくりですこやかに ～成育医療等の取り組み～

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

改正児童福祉法（令和6年4月施行）に基づく「こども家庭センター」を新たに設置し、すべての妊産婦、こども、子育て家庭を対象にその実情を把握し、妊娠、出産から子育てに関する継続的・包括的な支援を図ります。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
こども家庭センター	新規	妊娠期から子育て期まで切れ目なく、健康の保持・増進に関する支援のほか、こどもの状況・世帯の状況に応じたソーシャルワークを行う。	妊娠期から出産まで、子育て期までの様々な悩みや相談に対応してきた「子育て世代包括支援センター」の機能を強化するかたちで、新たに「こども家庭センター」を設置する。 地域の関係主体とつながりながら、サポートプランの作成等を通じて、子育て家庭を支援する。	社会福祉課

(2) 安心して迎える妊娠・出産

妊娠届をきっかけに、健診、パパママ教室への参加を呼びかけ、必要に応じた指導と家庭への訪問を継続して実施します。

また、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援を推進するとともに、産前産後のニーズに即した様々な支援を展開します。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
妊娠届	継続	妊娠届時に保健師が面談を行い、身体・精神・社会的な状況の把握に努めている。 すべての妊婦に妊婦健診の受診勧奨、母子保健サービスの案内を行い、必要な人には支援プランの作成を行っている。	保健師による面談の全数実施を継続する。 継続的な関わりが必要と思われる妊婦を早期に把握し、妊娠期から産後の子育てに向けて安心して過ごせるよう個別に支援を行う。	社会福祉課
パパママ教室	継続	母親に限らず父親にも焦点を当てたパパママ教室を開催し、妊婦の状況に合わせた指導を行っている。	日程や内容等個々の状況に合わせ調整し、参加機会が増加するよう案内していく。	健康福祉課 社会福祉課

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
妊婦等包括相談支援事業	新規	①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する。	保健師や助産師等による実施体制を確保し、面談を通じて相談支援や情報提供を行う。	社会福祉課
訪問による相談・支援	継続	妊婦・産婦、その他乳幼児の保護者からの要望や必要性（医療機関からの連絡を含む）に応じて保健師による訪問支援を行っている。	妊娠届出時からのリスクアセスメントを行い、訪問相談・支援につなげられる体制づくりを検討する。	健康福祉課 社会福祉課
新生児訪問	継続	助産師・保健師が家庭を訪問して、発育や育児状況を把握し、母親の相談・支援を行っている。	引き続き事業を実施する。	社会福祉課
産後ケア事業	新規	育児支援を必要とする家庭に、母子への心身のケアや育児のサポート等を行い、産後の生活を支援する。	各種母子保健事業を通じて対象者の把握に努める。ショートステイ（宿泊型）、デイサービス（日帰り型）、アウトリーチ（訪問型）の3種類を実施する。	社会福祉課
母乳育児の推進	継続	親子の健康支援と情緒の安定を踏まえ、母乳育児を推進している。 妊産婦を対象とした集団指導の場で情報提供を行うほか、個別の相談、支援も行っている。	引き続き事業を実施する。	健康福祉課

(3) 親子の健康づくりを支援する健診・指導

乳幼児健康診査・歯科健診の未受診者のフォローを徹底するとともに、健診等をきっかけに、相談・指導を必要とするケースへの早期対応を図ります。

また、子育て家庭の孤立を防ぐため、母子保健推進員と連携しながら、こどもの成長に合わせた保健活動を促進します。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
乳幼児健康診査・歯科健診	継続	乳児健診は医療機関（小児科）で実施した際の費用助成を行っている（月齢3～6か月、9～11か月の2回分）。母子保健法で定められた健診（1歳6か月児、3歳）のほか、2歳児歯科健診を行っている。	引き続き事業を実施する。 3歳児う歯罹患者の減少を目的として、フッ素の早期利用の周知と共に、1歳6か月健診・2歳児歯科健診・3歳児健診ではフッ素塗布を希望者に実施する。	健康福祉課
乳幼児相談	継続	毎月1回、乳児の計測や、保健師、管理栄養士との面談による相談の場として実施している。 月齢6・7か月児を対象に、離乳食などの集団指導や個別指導を実施している。	引き続き事業を実施する。発育状況確認のため、対象者への継続利用を勧める。	健康福祉課
子育て相談	継続	育児に関しての不安を持つ親などを対象として、心理発達相談員による相談・指導を実施している。	親子が感じる様々な悩みのサインを理解し、不安に寄り添う支援の場の充実を図る。	健康福祉課
こどもの事故防止の啓発事業	継続	乳幼児相談や健診時にリーフレットを配付し、こどもの事故防止を指導している。	引き続き、啓発に努める。	健康福祉課

(4) 小児救急医療体制の啓発

安心してこどもを産み、健やかに育てることができるよう、医療体制についての情報提供などに努めます。

【事業等】

事業等	区分	事業等の内容	今後の取り組み・目標	担当課
小児救急医療体制の啓発	継続	母子手帳に小児急病電話相談（＃8000）のシールを貼付し周知するとともに、赤ちゃん訪問、乳幼児相談においても周知している。	引き続き、周知に努める。	健康福祉課
小児救急医療体制の充実	継続	山武郡市医師会の協力により、夜間救急診療所及び休日に在宅当番医を実施している。 町広報紙へ掲載し、周知している。	引き続き事業を実施し、充実を図る。	健康福祉課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 量の見込みと確保方策の設定について

(1) 概要

子ども・子育て支援事業計画については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び手引きに基づき、教育・保育提供区域ごとに、就学前の教育・保育（認定こども園、幼稚園等）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み※」を設定し、それに対応する「確保方策※」を定めることになっています。

※量の見込み…計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みのことです。

※確保方策…「量の見込み」に対応する、計画期間中の各年度における提供体制の確保の内容及びその時期のことです。

(2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域のことです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、平日日中の教育・保育（認定こども園、幼稚園等）及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定める必要があります。

本町では、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案し、第2期計画で町内全域を一つの教育・保育提供区域と設定しており、第3期の本計画においてもこの考え方を踏襲します。

(3) 量の見込み及び確保方策を設定する事業

量の見込み及び確保方策を設定する事業は、就学前の教育・保育（認定こども園、幼稚園等）と地域子ども・子育て支援事業です。

【教育・保育】

支給認定区分		対象の家庭	利用する事業	事業の概要
1号	こどもが満3歳以上	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	● 認定こども園	認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施
2号	こどもが満3歳以上	共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭	● 幼稚園	幼稚園等で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施するとともに、預かり保育を実施
		共働きの家庭	● 認定こども園 ● 保育園 ● 企業主導型保育施設の地域枠※1	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	こどもが満3歳未満	共働きの家庭	● 認定こども園 ● 保育園 ● 地域型保育事業 ● 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2 ● 企業主導型保育施設の地域枠	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 地域型保育事業(定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)等で、上記と同様の対応

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外のこどもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

【地域子ども・子育て支援事業】※国の事業メニューであり、本町で未実施の事業を含む

事業	事業概要	対象年齢等
① 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。 事業類型は、子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを町の窓口等に配置する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型」の3種類	妊産婦、子育て中の親子等
② 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子育て支援センターなど	0～2歳
③ 妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
④ 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業	0歳
⑤ 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
⑥ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
⑦ 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))	0～5歳

事業		事業概要	対象年齢等
⑧	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	0～5歳、1～6年生
⑨	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業	幼稚園型 3～5歳（幼稚園在園児）
			幼稚園型以外 0～5歳
⑩	延長保育事業	保育認定（2号、3号）を受けたこどもが、保護者の勤務条件や家庭の事情により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園等において保育を実施する事業	0～5歳
⑪	病児保育事業	病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、1～6年生
⑫	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	1～6年生
⑬	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育園などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	低所得で生計が困難である支給認定保護者のこども
⑭	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	幼稚園、保育園などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育園などの設置又は運営を促進するための事業	新規参入施設等の事業者

【地域子ども・子育て支援事業（新規事業）】

事業		事業概要	対象年齢等
⑮	妊婦等包括相談支援事業※	①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業	妊産婦、夫、パートナー、同居家族等
⑯	産後ケア事業※	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業	産後ケアを必要とする者
⑰	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育園等を利用できる事業	認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童
⑱	子育て世帯訪問支援事業	対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等
⑲	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業	不適切な養育環境にあたり、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及び保護者
⑳	親子関係形成支援事業	児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等

※妊婦等包括相談支援事業及び産後ケア事業は、令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」等の掲載は今回の第3期計画からとなります。

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置付けられていますが、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

（４）量の見込みの推計方法

各事業の量の見込みは、第2期計画期間（令和2年度～6年度）における各事業の実績（実績の伸び等）に基づき推計を行いました。

また、国の法改正等による新規事業については、想定される各事業の対象世帯数や児童数等を勘案し、量の見込みを設定しました。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（教育を希望し、認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（A）		35	32	22	16	13	11
②確保量 （B）	認定こども園	121	60	60	60	60	60
	確認を受けない幼稚園	100	0	0	0	0	0
	計	221	60	60	60	60	60
過不足（B）－（A）		186	28	38	44	47	49

資料：令和6年度実績は町担当課資料

■ 確保方策

本町では、令和6年度現在、町立の認定こども園2園と幼稚園1園で1号認定こどもを受け入れており、今後も既存の提供体制で量の見込みの確保を図ります。

(2) 2号認定（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（A）		100	104	84	75	77	84
②確保量 （B）	認定こども園	119	175	175	175	175	175
過不足（B）－（A）		19	71	91	100	98	91

資料：令和6年度実績は町担当課資料

■ 確保方策

本町では、令和6年度現在、町立の認定こども園2園で2号認定こどもを受け入れており、今後も既存の提供体制で量の見込みの確保を図ります。

(3) 3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童）

【0歳】

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（A）		7	4	4	3	3	3
②確保量 （B）	認定こども園	14	12	12	12	12	12
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	計	14	12	12	12	12	12
過不足（B）－（A）		7	8	8	9	9	9

資料：令和6年度実績は町担当課資料

【1歳】

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（A）		10	14	15	15	14	14
②確保量 （B）	認定こども園	26	22	22	22	22	22
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	計	26	22	22	22	22	22
過不足（B）－（A）		16	8	7	7	8	8

資料：令和6年度実績は町担当課資料

【2歳】

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（A）		24	19	23	27	27	27
②確保量 （B）	認定こども園	39	39	39	39	39	39
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	計	39	39	39	39	39	39
過不足（B）－（A）		15	20	16	12	12	12

資料：令和6年度実績は町担当課資料

■ 確保方策

本町では、令和6年度現在、町立の認定こども園2園のほか、認可外保育施設（町内2か所）で3号認定こどもを受け入れており、今後も既存の提供体制で量の見込みの確保を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業には、「基本型（子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う）」、「特定型（いわゆる保育コンシェルジュを町の窓口等に配置する）」、「こども家庭センター型（母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う）」の3種類があります。

なお、児童福祉法の改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設（こども家庭センター）とともに、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関（地域子育て相談機関）の整備が努力義務となっています。

単位：実施か所数（か所）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（A）		1	1	1	1	1	1
②確保量 （B）	基本型	0	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型 （旧母子保健型）	1	1	1	1	1	1
	合計	1	1	1	1	1	1
過不足（B）－（A）		0	0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績は町担当課資料

■ 確保方策

子育て世代包括支援センター（町保健センター内）で実施してきた旧母子保健型の事業について、新たに開設するこども家庭センターにおいて「こども家庭センター型」を実施します。

また、整備が努力義務となっている地域子育て相談機関については、本計画期間中の設置は想定せず、今後も子育て支援センター（とようみこども園2階）や出張ひろば（保健福祉センターで開設）が身近な相談窓口として、育児等に関する相談対応を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (A)		2,331	2,486	2,631	2,573	2,457	2,342
②確保量 (B)	延利用者数 (人/年)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
過不足 (B) - (A)		2,169	2,014	1,869	1,927	2,043	2,158

資料：令和5年度実績は町担当課資料

■ 確保方策

今後も子育て支援センター1か所において、量の見込みの確保を図ります。子育ての悩みや育児不安の解消、親子や保護者同士の交流の促進を図ります。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (A)	妊 娠 届 出 数 (人)	29	27	25	24	23	22
	延 利 用 回 数 (人/年)	289	268	248	239	229	219
②確保量 (B)		289	268	248	239	229	219
過不足 (B) - (A)		0	0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績は町担当課資料

■ 確保方策

今後も医療機関での利用回数に応じた助成を図るとともに、未受診者のフォローに努め、安心して妊娠・出産できるよう妊婦の支援を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

単位：訪問乳児数（人）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（A）	23	22	20	19	18	17
②確保量（B）	23	22	20	19	18	17
過不足（B）－（A）	0	0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績は町担当課資料

■ 確保方策

今後も既存の体制（助産師又は保健師による訪問）で、里帰り出産も含め生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を目指します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町では、令和6年度現在未実施の事業であり、令和7年度以降も本事業の実施は想定せず、要保護児童対策として保健師等が訪問し、相談・指導を行うかたちで、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭等で、養育支援が必要な家庭を支援します。

なお、養育支援が必要なケース、相談等の状況を把握しつつ、必要に応じて本事業の実施を検討します。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）※

九十九里町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

※量の見込みを設定する必要のない事業です。

■ 事業方針

今後も虐待防止等に向けて、本協議会を通じて、関係機関の連携強化を図ります。

(7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

本町では、令和6年度現在未実施の事業であり、令和7年度以降も本事業の実施は想定せず、児童相談所等の関係機関と連携を図りつつ、保護を必要とするケースへの対応を図ります。

なお、保護を必要とするケース、相談等の状況を把握しつつ、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では、令和6年度現在未実施の事業であり、令和7年度以降も本事業の実施は想定していませんが、今後は、事業に対するニーズを把握しつつ、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【幼稚園等における在園児の一時預かり（幼稚園型）】

単位：延利用者数（人/年）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（A）		44	32	34	33	31	30
②確保量 （B）	認定こども園、幼稚園 （預かり保育）	44	32	34	33	31	30
過不足（B）－（A）		0	0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績は町担当課資料

■ 確保方策

今後も町立の認定こども園2園及び幼稚園において、在園児に対する一時預かり（預かり保育）を実施します。

【保育園等における一時預かり（一般型）】

単位：延利用者数（人/年）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（A）		80	123	131	128	122	116
②確保量 （B）	認定こども園（一時預かり）	80	123	131	128	122	116
過不足（B）－（A）		0	0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績は町担当課資料

■ 確保方策

今後もとようみこども園において、未就園児の一時預かりを実施し、ニーズに対応した保育士等の確保に努めます。

（10）延長保育事業

保育認定（2号、3号）を受けたこどもが、保護者の勤務条件や家庭の事情により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園等において保育を実施する事業です。

単位：実利用者数（人）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（A）		65	71	63	60	61	64
②確保量（B）		65	71	63	60	61	64
過不足（B）－（A）		0	0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績は町担当課資料

■ 確保方策

今後も町立の認定こども園2園において、事業を実施します。

（11）病児保育事業

病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

本町では、令和6年度現在未実施の事業であり、令和7年度以降も本事業の実施は想定せず、必要とするケース、相談等の状況を把握しつつ、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

(12) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：実利用者数（人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（A）	1年生	30	23	30	25	20	16
	2年生	24	27	21	27	23	18
	3年生	26	20	23	18	23	20
	4年生	15	20	15	17	13	17
	5年生	13	10	13	10	11	8
	6年生	6	8	6	8	6	7
	合計	114	108	108	105	96	86
②確保量（B）		110	119	119	119	119	119
過不足（B）－（A）		-4	11	11	14	23	33

資料：令和6年度実績は町担当課資料

■ 確保方策

今後も学童クラブ3か所において事業を実施し、1か所（片貝小学校 体育館2階）では土曜保育を実施します。

なお、特別な配慮を必要とする児童の受け入れにあたっては、学校や家庭に加え、専門機関や要保護児童対策地域協議会、障害児通所支援事業所等の関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育園などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町では、令和6年度現在未実施の事業であり、令和7年度以降も本事業の実施は想定せず、必要とするケース、相談等の状況を把握しつつ、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼稚園、保育園などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育園などの設置又は運営を促進するための事業です。

本町では、第2期計画期間中に本事業は未実施であり、令和7年度以降も本事業の実施は想定していません。

(15)【新規事業】妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (A)	実利用者数(人)	29	27	25	24	23	22
	一人当たり面談回数 (回)		3	3	3	3	3
	面談実施合計回数 (回/年)		81	75	72	69	66
②確保量(B)			81	75	72	69	66
過不足(B)－(A)			0	0	0	0	0

■ 確保方策

今後も保健師や助産師等による実施体制を確保します。

(16)【新規事業】産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (A)	実利用産婦数(人)	4	4	3	3	3	3
	延利用産婦数(人/ 年)	21	21	16	16	16	16
②確保量(B)		21	21	16	16	16	16
過不足(B)－(A)		0	0	0	0	0	0

■ 確保方策

今後もショートステイ(宿泊型)、デイサービス(日帰り型)、アウトリーチ(訪問型)の3種類を実施し、医療機関等による実施体制を確保します。

(17)【新規事業】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園等を利用できる事業です。

単位：必要数（人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（A）	0歳		2	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	合計		4	3	3	3
②確保量（B）			4	3	3	3
過不足（B）－（A）			0	0	0	0

■ 確保方策

令和8年度からの事業実施に向けて、必要な定員の受け入れを行えるよう、実施体制の確保を進めます。

(18)【新規事業】子育て世帯訪問支援事業

保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラ一等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

本町では、令和7年度以降の本事業の実施は、想定していませんが、要保護児童対策地域協議会で把握した支援を必要とする児童や世帯を対象に、民間による類似事業の紹介・情報提供などの支援を行います。

(19)【新規事業】児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。

本町では、令和7年度以降の本事業の実施は、想定していませんが、学校や自宅に居場所がない児童を対象に、民間による類似事業の紹介・情報提供などの支援を行います。

(20)【新規事業】親子関係形成支援事業

保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

本町では、令和7年度以降の本事業の実施は、想定していませんが、本事業の対象となるような保護者等を対象に、相談支援や関係機関と連携した支援を図ります。

4 教育・保育の一体的提供について

本町では、平成 28 年度に「片貝保育所」と「片貝幼稚園」を再編し「かたかいこども園」を、平成 29 年度に「豊海保育所」と「豊海幼稚園」を再編し「とようみこども園」を開設しました。

また、平成 31 年度に「東保育所」と「かたかいこども園」を再編し、「かたかいこども園」を開設しました。

今後も引き続き、こどもたちにとって安心・安全で質の高い就学前の教育・保育を一体的に提供していきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めるとともに、必要に応じて他市町村と連携し、施設等利用給付の円滑な実施の確保に努めます。

6 関係機関相互の連携の推進について

本町は、こどもたちの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、「九十九里町子ども・子育て会議」をはじめ、子育て支援に関わる関係機関が参加する会議を定期的を開催し、各機関における課題等について議論し、共有を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

1 庁内関係部門、関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、保健・福祉分野の所管部門だけでなく、教育、環境、まちづくりなど、庁内の幅広い分野における関係部門との連携を図るとともに、児童相談所、保健所、教育機関、医療機関、警察などとの緊密な連携を図り、情報を共有し、関係機関等と一体となった計画推進を図ります。

2 計画推進組織の運営

本計画については、各年度の施策・事業の実施状況、教育・保育施設等の状況などについて、毎年度点検・評価するとともに、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

これらの点検・評価は、九十九里町子ども・子育て会議において、第三者としての点検・評価を行います。

3 計画の普及と全町的な取り組みの促進

本計画の目標や施策の内容等について、広く町民に情報提供するとともに、協働による計画の推進に努めます。

4 こども計画の策定

市町村においては、こども基本法第10条第2項に基づき「市町村こども計画」の策定が努力義務とされており、「市町村こども計画」は国のこども大綱や県のこども計画を勘案し策定する必要があります。

本町は、本計画（第3期九十九里町子ども・子育て支援事業計画）の見直しや改定時期等に合わせ、他の法律に基づく計画（子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」等）と一体とする「市町村こども計画」の策定に努めます。

5 こどもの意見聴取と施策等への反映

本町は、庁内関係課におけるこどもに関する施策の立案とともに、上記の「市町村こども計画」をはじめ、こどもに関する計画の策定にあたり、本町のこどもの状況やニーズをより的確に捉えるため、アンケート調査や聞き取り調査等により、こどもの意見聴取を行い、施策や計画への反映に努めます。

資料編

1 国の法改正等の動向

(1) こども基本法（令和4年法律第77号）の概要

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

〈6つの基本理念〉

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(2) こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の概要

こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

〈6つの基本的な方針〉

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

(3) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨です。

主なポイント	概要・事業等	
(1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等	● 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。 ● この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。 ● 市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。	
(2) 地域子ども・子育て支援事業に新規3事業を位置付け	①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ● 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等
	②児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）	● 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ● 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ● 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う。例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
(3) 地域子ども・子育て支援事業を拡充	①子育て短期支援事業	● 保護者がこどもと共に入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ● 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	②一時預かり事業	● 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

資料：こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」等

（４）こども未来戦略（令和５年１２月２２日閣議決定）の「加速化プラン」の概要

すべてのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育を推進していくための総合的な対策を推進していくこととされており、「加速化プラン」は今後３年間の集中的な取り組みのことであります。

すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に向けた、具体的な施策の概要は次のとおりです。

具体的な施策	概要
（１）妊娠期からの切れ目のない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～	● 妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取り組みと課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の新たな相談支援事業として制度化する。 ● 産後ケア事業について、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付け、支援を必要とするすべての方が利用できるようなするための提供体制の確保に向けた取り組みを進める。
（２）幼児教育・保育の質の向上 ～75 年ぶりの配置基準改善とさらなる処遇改善～	● 2024 年度から、制度発足以来 75 年間一度も改善されてこなかった 4・5 歳児について、30 対 1 から 25 対 1 への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。 ● 2025 年度以降、1 歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に 6 対 1 から 5 対 1 への改善を進める。
（３）すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～	● 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。 ● 2025 年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付とする。
（４）新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小１の壁」打破に向けた量・質の拡充～	● 受け皿の拡大（約 122 万人から約 152 万人への拡大）の目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組む。 ● 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024 年度から常勤職員配置の改善などを行う。
（５）多様な支援ニーズへの対応 ～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～	● こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。 ● 改正児童福祉法による包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。 ● 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障がいの有無に関わらず、すべてのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

資料：内閣官房「こども未来戦略」（令和５年１２月２２日）

（５）子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）の概要

こども未来戦略（令和５年１２月２２日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に関する２つの施策（こども誰でも通園制度の創設、産後ケア事業の提供体制の整備）について、その概要は次のとおりです。

◆こども誰でも通園制度の概要

	概要
対象となるこども	● 認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない０歳６か月～満３歳未満が対象 ● 認可外保育施設に通っている０歳６か月～満３歳未満は対象 ● 企業主導型保育事業所に通っている０歳６か月～満３歳未満は対象外
実施場所	● 認定こども園、幼稚園、保育園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
実施方法	● 定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない ● 実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない ● 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月１０時間」を上限として実施する ● 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する

資料：こども誰でも通園制度の試行的事業実施要綱案 概要

◆産後ケア事業の概要

	概要	
根拠法等	● 母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった事業であり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた。	
目的	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	
対象者	● 産後ケアを必要とする者	
内容	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則７日以内）	
実施方法等	（１）宿泊型	病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
	（２）デイサービス型	個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
	（３）アウトリーチ型	実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

資料：こども家庭庁「産後ケア事業について」

2 九十九里町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 6 日
条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定により、九十九里町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 子ども(法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)

(3) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関する事業に従事する者

(4) 学識経験のある者

(5) 公募による町民

(6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 38 年九十九里町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 28 年 3 月 8 日条例第 7 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 6 日条例第 10 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

3 九十九里町子ども・子育て会議委員名簿

[委員任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日]

委嘱区分 条例第2条第2項各号		選出母体（所属等）	委員	備考
第1号	町議会議員	九十九里町議会議員 （文教民生常任委員長）	内山 菊敏	
第2号	子どもの保護者	こども園保護者会長 （とようみこども園）	林 かの子	
		こども園保護者会長 （かたかいこども園）	松井 茂光	
第3号	子ども・子育て支援 に従事する者	九十九里町立学校校長会 （片貝小学校長）	田代 純一	
		ときがね片貝幼稚園長	鶴岡 恵美子	
		九十九里町立こども園長 （とようみこども園長）	古川 烈子	
		九十九里町立こども園長 （かたかいこども園長）	行川 美智子	
		学童保育支援員 （くじゅうくり学童クラブ）	鈴木 充代	
第4号	学識経験者	城西国際大学 福祉総合学部 教授	所 貞之	
		九十九里町 子ども会育成協議会長	古川 修一郎	
		山武健康福祉センター 地域福祉課長	熱田 穰一	
第5号	公募町民	公募町民	若山 千加子	
第6号	町長が必要と認める 者	九十九里町教育委員会	川崎 修	教育長職務代理者
		九十九里町主任児童委員	篠崎 美佐子	
		人権擁護委員	中島 初美	

4 策定経過

年	月	日	会議等	内容
令和6年	3		子ども・子育て支援に関するアンケート調査	● 就学前児童の保護者調査（配布228票、回収81票、回収率35.5％） ● 小学生の保護者調査（配布346票、回収128票、回収率37.0％）
令和7年	1	27	九十九里町子ども・子育て会議	● 第3期九十九里町子ども・子育て支援事業計画【素案】について 等
	2 ～ 2	10 ～ 26	パブリックコメント	● 第3期九十九里町子ども・子育て支援事業計画【素案】の意見募集
	3	24	九十九里町子ども・子育て会議	● 第3期九十九里町子ども・子育て支援事業計画【案】について 等

第3期九十九里町子ども・子育て支援事業計画

発行：令和7年3月

九十九里町

〒283-0195 千葉県山武郡九十九里町片貝4099番地

電 話：0475-70-3359 F A X：0475-76-7541